

第十二条の二の規定は、第一種障害給付について準用する。

第十三条中「前条第一項第一号の療養補償費又は同条第三項の療養費」を「療養補償費若しくは第十二条第三項の療養又は第二種傷病給付に係る療養若しくは療養の費用」に改める。

第十五条第一項中「第一号乃至第四号及び第六号」を「第一号から第四号まで」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定は第十二条の四第一項第一号から第三号までの規定による保険給付について、前項の規定は同条第一項第四号の規定による葬祭給付について準用する。

第十六条を次のように改める。

第十六条 第二種障害補償費及び遺族補償費並びに第二種障害給付及び遺族給付は、命令で定めるところにより、六年以内の範囲内において、分割して毎年支給する。ただし、命令で定めるところにより、一時に支給することを妨げない。

第一種障害補償費並びに傷病給付（第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く。）及び第一種障害給付は、命令で定めるところにより、毎年支給する。

第十九条の次に次の二条を加える。

第十九条の二 第十七条及び第十八条の規定は、第一種障害補償費及び長期傷病者補償については、適用しない。

前条の規定は、第一種障害補償

費（当該負傷又は疾病について療養を開始した日から三年以内の期間に係るものを除く。）及び長期傷病者補償については、適用しない。

前条（保険加入者の故意又は重大な過失に係る部分に限る。）の規定は、第一種障害補償費（当該負傷又は疾病について療養を開始した日から三年以内の期間に係るものに限り。）については、適用しない。

第十九条の三 労働基準法第八十四条第一項の規定の適用については、第一種障害補償費又は長期傷病者補償は、それぞれ、同法第七十七條の規定による同法別表第一の等級第一級から第三級までに係る障害補償又は同法第八十一条の規定による打切補償に相当する保険給付であり、かつ、それらの価額は、これらの同法の規定による災害補償の価額に等しいものとみなす。

労働者が長期傷病者補償を受けることとなつた場合は、労働基準法第十九条第一項の規定の適用については、当該使用者は、同法第八十一条の規定により打切補償を支払つたものとみなす。

「第四章 保険料」を「第四章 費用の負担」に改める。

第二十七条中「三年を経過したもののについての保険給付」の下に「（第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第三十条の二第一項第一号中「保険給付」の下に「（第三十四条の三第

一項又は第二項の規定による保険給付を除く。以下次号において同じ。）」を加える。

第三十一条第三項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第三十二条第四項及び第五項第三号中「十円未満」を「百円未満」に改める。

第四十章第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二 国庫は、命令で定める算定基準に従い、じん肺（じん肺法（昭和三十三年法律第六号）第二条第一項第一号に規定するじん肺をいう。以下この項において同じ。）外傷性せき髄障害その他政令で定める負傷及び疾病に係る長期傷病者補償に要する費用のうち、当該労働者が労働基準法第八十一条の規定による打切補償を受けるとした場合の当該補償の額に相当する部分をこえる部分について、その二分の一（じん肺に係る部分については、四分の三）を負担する。

国庫は、政令で定めるところにより、第一種障害補償費の給付に要する費用のうち、当該労働者が労働基準法第七十七條の規定による障害補償を受けるとした場合の当該補償の額に相当する部分をこえる部分について、その一部を負担する。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 保険給付の特例

第三十四条の三 政府は、保険加入者の申請により、その者が保険関係の成立前に発生した業務上の負

傷又は疾病につき労働基準法第七十五條の療養補償を行なつていない労働者に対して、当該負傷又は疾病が保険関係の成立後に発生したものとみなして、第三章の規定により、第一種障害補償費の給付を行なうものとする。

政府は、保険加入者の申請により、その者が保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第七十五條の療養補償を行なつていない労働者に対して、当該療養補償をこの法律の規定による療養補償費又は療養の給付とみなして、第三章の規定により、長期傷病者補償を行なうことができる。

保険加入者は、その使用する労働者の過半数が希望する場合は、前二項の申請をしなければならぬ。

第三十四条の四 政府は、前条第一項又は第二項の規定により第一種障害補償費の給付又は長期傷病者補償を行なうこととなつた場合は、当該保険加入者から、第二十四条に規定する保険料のほか、これらの給付の平均受給年数を基礎として命令で定める期間につき、特別保険料を徴収する。

特別保険料の利率は、第一種障害補償費の給付又は長期傷病者補償に關して必要な費用を基礎として、命令で定める。

一条第一項の政府の承諾を受けることができない。

第三十四条の六 第二十五条、第二十八条から第三十条まで、第三十条の三及び第三十二条の規定は、特別保険料について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「保険年度中途に保険関係が成立したもののについては、保険関係成立の日」とあるのは「保険年度中途に第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれる」と、同条第二項中「全期間」とあるのは「第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれる」と、同条第三項中「全期間」とあるのは「第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれる」と、同条第四項中「事業が終了する前に第三十四條の四第一項の命令で定める期間が経過するときは、その経過する日の前日までの期間」と、「保険関係の成立すべき日前十日まで（特別の事由があるときは、保険関係成立の日まで）」とあるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日から五日以内」と、「保険関係成立の日から」とあるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日から」と、第三十条中「又はは保険関係が消滅した日」とあるのは「保険関係が消滅した日又は第三十四条の四第一項の命令で定める期間が経過した日」と読み替へるものとする。

第三十五条の二 第三十条第二項の下に「（これらの規定を第三十四条の六において準用する場合を含む。）」を、「保険料」の下に

第三十五条の二 第三十条第二項の下に「（これらの規定を第三十四条の六において準用する場合を含む。）」を、「保険料」の下に

「又は特別保険料を加える。
第四十条後段中「訴願法」の下に「明治二十三年法律第五号」を加える。
第四十七条中「文書」の下に「その他の物件」を加え、同条の次に次の一条を加える。
第四十七条の二 行政庁は、保険給付に必要があると認めるときは、保険給付を受け、又は受けようとする労働者に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。
第四十九条中「命令の定めるところ

るによつて、」の下に「医師その他の診療を担当した者に対し、保険給付に係る労働者の診療に関する事項について、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示をさせ、又は」を加え、「診療録その他の帳簿書類」を「これらの物件」に改める。
第五十三条第一号中「文書の提出」を「文書その他の物件の提出若しくは提示」に改める。
別表を削り、別表第一から別表第三までとして、次のように加える。

別表第一 障害補償費及び障害給付表

種別	障害等級	給付の内容
第一種	第一級	当該障害が存する期間一年につき平均賃金の二四〇日分
	第二級	同 二一三日分
	第三級	同 一八八日分
	第四級	平均賃金の九二〇日分
第二種	第一級	同 七九〇日分
	第二級	同 六七〇日分
	第三級	同 五六〇日分
	第四級	同 四五〇日分
	第五級	同 三五〇日分
	第六級	同 二七〇日分
	第七級	同 二〇〇日分
	第八級	同 一四〇日分
	第九級	同 九〇日分
	第十級	同 五〇日分

備考 この表における障害等級の区分は、労働基準法別表第一の等級の区分によるものとする。

別表第二 傷病給付表

種別	給付の内容
第一種	当該事由の存する期間一年につき平均賃金の二四〇日分

第二種 当該事由の存する期間一年につき平均賃金の一八八日分及び必要な療養又は療養の費用

別表第三 遺族給付表

区	分	給付の内容
長期傷病者補償の開始後一年以内に死亡した場合	同 一年をこえ二年以内に死亡した場合	平均賃金一〇〇〇日分
	同 二年をこえ三年以内に死亡した場合	八四九日分
	同 三年をこえ四年以内に死亡した場合	六八九日分
	同 四年をこえ五年以内に死亡した場合	五二四日分
	同 五年をこえ六年以内に死亡した場合	三五五日分
（給付に経過措置）	同	一八〇日分

附則

第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

第二条 けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の廃止

第三条 この法律の施行前に生じた改正前の労働者災害補償保険法第十二条第二項に規定する事由に係る災害補償については、なお従前の例による。

第四条 旧特別保護法又はけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第四十三号。以下「旧臨時措置法」という。）の規定による療養給付、傷病手当その他の給付であつて、この法律の施行の日以前までの間に係るものについては、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の日以前

において旧特別保護法又は旧臨時措置法の規定による療養給付を受けるべきであつた者であつて、労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長がこの法律の施行の日以降引き続き療養を必要とする認定したもの、同日において、労働者災害補償保険法の適用を受ける者であり、かつ、長期傷病者補償の給付の決定があつたものとみなす。

2 前項の規定により長期傷病者補償を受ける者については、改正後の労働者災害補償保険法（以下「新法」という。）の規定にかかわらず、遺族給付及び葬祭給付は行なわれないものとし、その者に支給すべき傷病給付（第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く。）又は第一種障害給付の年額は、それぞれ、新法の規定による年額から平均賃金の七十九日分を減じた額とする。

3 第一項の規定による都道府県労働基準局長の認定に関する処分不服がある者は、新法の規定によ

る保険給付に関する決定に対する異議の例により、審査若しくは再審査の請求をし、又は訴訟を提起することができる。

（負担金に関する経過措置）

第六条 旧特別保護法又は旧臨時措置法の規定による事業主の負担金であつて、この法律の施行の日以前までの間に係るものについては、第二項及び第三項の規定によるほか、なお従前の例による。

2 前項に規定する負担金の徴収については、旧特別保護法第二十一条第二項の有り事業であつて、この法律の施行後も事業が継続されるものは、この法律の施行の日の前日において事業が終了したものとみなす。

3 第一項に規定する負担金であつて、保険加入者である事業主に係るものについて還付すべき剰余額があるときは、政府は、労働省令で定めるところにより、還付の請求があつた場合を除き、これを新法の規定による保険料に充当することができる。

（旧臨時措置法の認定に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前に、旧特別保護法第十一条第一項の規定による療養給付を受け、かつ、同項に規定する期間が経過した者は、この法律の施行後も、なお従前の例により、旧臨時措置法第一条第一項の規定による都道府県労働基準局長の認定を受けることができる。ただし、昭和三十五年九月三十日までに認定の申請をした場合に限る。

2 旧臨時措置法第一条第一項（前項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による都道府県労働基準局長の認定に関する処分に対する不服の申立てについては、なお従前の例による。ただし、この法律の施行の日（この法律の施行後に当該通知を受けた場合は、その日）から六十日以内に申立てをした場合に限る。

3 訴願法（明治二十三年法律第五号）第八条第三項の規定は、前項の不服の申立てについて準用する。

（従前の行為等に対する罰則の適用）
第八条 この法律の施行前にした旧特別保護法又は旧臨時措置法の規定に違反する行為及びこの法律の施行後にしたこの附則の規定によりその例によることとされるこれらの法律の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働者災害補償保険特別会計法の一部改正）
第九条 労働者災害補償保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びにけい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法及びけい肺及び外傷性せき随障害の療養等に関する臨時措置法（以下「特別保護法等」と総称する。）による給付（傷病手当の支給を含む。）を削る。

第三条中「保険料」の下に「（特別保険料を含む。以下同じ。）」を

加え、「特別保護法等による事業主負担金」及び「特別保護法等による給付費及び事業主負担金の還付金」を削る。

第四条第二項中「並びに一般会計から受入金及び特別保護法等による事業主負担金中給付費に充てるべき部分」を「及び一般会計からの受入金」に改め、「並びに特別保護法等による給付費及び事業主負担金の還付金」を削る。

2 旧特別保護法又は旧臨時措置法の規定（この附則の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による事業主負担金並びに給付費及び事業主負担金の還付金については、なお改正前の労働者災害補償保険特別会計法の例による。

（労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正）

第十条 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号。以下次項において「応急措置法」という。）の一部を次のように改正する。

第一条中「けい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）（以下「特別保護法」という。）による給付（傷病手当の支給を含む。）を削る。

第二条の規定（国家公務員災害補償法第一条に規定する職員に係る

ものを除く。）を削る。

2 この法律の施行の際現に改正前の応急措置法第一項の規定により旧特別保護法第十一條から第十三條までの規定による給付に相当する給与を受けるべき政府職員に係る当該給与については、なお改正前の応急措置法の例による。

（労働者設置法の一部改正）
第十一条 労働者設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十一号中「保険料」の下に「及び特別保険料」を加え、同条第三十二号中「文書」の下に「その他の物件を加え、同条第三十二号の二を次のように改め、第三十二号の三から第三十二号の五までを削り、第三十二号の六を第三十二号の三とし、第三十二号の七を第三十二号の四とする。

三十二の二 じん肺法（昭和三十三年法律第三十二号）に基いて、労働者の健康管理の区分の決定及び作業の転換の勧告をすること。

第八条第一項中第六号の二を次のように改め、第六号の三及び第六号の四を削り、第六号の五を第六号の三とする。

六の二 じん肺に関する労働者の健康管理の区分等の決定に関すること。

第八条第一項第十一号中「けい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法、けい肺及び外傷性せき随障害の療養等に関する臨時措置法を「じん肺法」に改め、同条

第二項中「第六号の三及び第六号の四」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十三条第一項の表中「けい肺を「じん肺」に改め、同条第一項の表中「けい肺に関する重要事項」を「じん肺に関する重要事項」に改める。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「けい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法（これに基く命令を含む。）を「じん肺法（これに基く命令を含む。）」に改める。

第十七条第二項を削り、第三項を第二項とする。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）
第十二条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二條本文、失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第三十六條及びけい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法第二十八條第一項本文」を「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二條本文（同法第三十四條の六において準用する場合を含む。）及び失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第三十六條」に改める。

2 改正後の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律は、こ

の附則の規定によりなおその例によることとされる旧特別保護法第二十八條第一項本文の規定により徴収する延滞金については、適用しない。

（国家公務員災害補償法の一部改正）
第十三条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項を削る。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）
第十四条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及びけい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法（昭和三十一年法律第九十一号）第三十二條第一項」を削る。

第七條第一項及び第十五條第一項第五号中「又はけい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法第三十二條第一項」を削る。

第二十五條中「失業保険法第四十條第一項及びけい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法第三十二條第一項」を「及び失業保険法第四十條第一項」に改める。

第三十六條中「けい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護制度」を削る。

第四十六條第一項第六号中「又はけい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法第三十二條第一項」を削る。

2 この附則の規定によりなおその

例によることとされる旧特別保護法の規定による給付に関する決定に係る審査及び再審査については、なお改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法の例による。

(第一種障害補償費等の額に関する暫定措置)

第十五条 新法の規定による第一種障害補償費、傷病給付又は第一種障害給付を受ける労働者が、同時に、厚生年金保険法(昭和二十九法律第十五号)又は農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の規定による障害年金の支給を受けることができる場合には、その者に支給すべき新法の規定によるこれらの保険給付(第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く。以下この条において同じ)の年額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、新法の規定による当該保険給付の年額(附則第五条第二項の規定の適用を受ける者については、同項の規定による年額。以下次項において同じ)から当該障害年金の額の百分の五十七・五に相当する額を減じた額とする。

2 新法の規定による第一種障害補償費、傷病給付又は第一種障害給付を受ける労働者が、同時に、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の規定による公務による障害年金を受けることができる場合(同法第八十六条の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く)には、その者に支給すべきこれらの保険給

付の年額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、新法の規定による当該保険給付の年額から当該公務による障害年金の額の百分の七十に相当する額を減じた額とする。

第十六条 新法の規定による第一種障害補償費又は傷病給付若しくは第一種障害給付を受ける労働者については、政府は、当分の間、命令で定めるところにより、労働省において作成する毎月勤労統計における全産業の労働者一人当りの平均給与額(以下この項において「平均給与額」という)が当該労働者、又は疾病にかかった日の属する年における平均給与額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該保険給付(第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く)の額を改訂して支給する。

2 前項の規定は、附則第五条第二項の規定により新法の規定による傷病給付又は第一種障害給付の年額から減すべき額について準用する。

(国庫負担等の検討)

第十七条 新法第三十四条の二及び前二条に規定する事項については、社会保障に関する制度全般の調整の機会において検討するものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

理由

けい肺又は外傷性せき髄障害にかかった労働者の実情等にかんがみ、労働者災害補償保険法、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法による現在の保護制度の統合を図るとともに、長期傷病者補償制度その他の適切な保護制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

じん肺法案

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 予防及び健康管理(第五条―第二十三条)
- 第三章 じん肺審議会(第二十四条―第三十一条)
- 第四章 政府の援助等(第三十二条―第三十五条)
- 第五章 雑則(第三十六条―第四十四条)
- 第六章 罰則(第四十五条・第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、じん肺に關し、適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ

れ当該各号に定めるところによる。

一 じん肺 鉱物性粉じん(以下「粉じん」という)を吸入することによつて生じたじん肺及びこれと肺結核の合併した病気をいう。

二 粉じん作業 当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいう。

三 労働者 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者をいう。

四 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者で、粉じん作業を行なう事業に係るものをいう。

2 前項第二号の粉じん作業の範囲は、労働省令で定める。

第三条 この法律の規定によるじん肺健康診断は、次の方法によつて行なうものとする。

一 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真を含む。以下同じ)による検査及び粉じん作業についての職歴の調査

二 胸部に關する臨床検査

三 労働省令で定める方法による結核精密検査

2 心肺機能検査
胸部に關する臨床検査は、前項第一号の検査及び調査の結果じん肺にかかつていないと診断された者以外の者について行なう。

3 結核精密検査は、第一項第一号及び第二号の検査及び調査の結果、肺結核が合併し、又は合併している疑いがあるじん肺にかかつていないと診断された者について行なう。ただし、エックス線写真に一侧の肺野の二分の一をこえる大きさの大陰影(じん肺によるもの(肺結核のみによるものを除く))に限る。以下この条及び次条において同じ)があると認められる者を除く。

4 心肺機能検査は、第一項第一号及び第二号の検査及び調査の結果じん肺にかかつていないと診断された者について行なう。ただし、エックス線写真に一侧の肺野の二分の一をこえる大きさの大陰影があると認められる者及び結核精密検査の結果活動性の肺結核があると診断された者を除く。

(エックス線写真の像及び健康管理の区分)

第四条 じん肺のエックス線写真の像は、次の表の中欄及び下欄に掲げるところにより、第一型から第四型までに区分するものとする。

型	粒状影を主とする像
第一型	両肺野のそれぞれ二肋間以上三分の一以下の範囲に、明らかな粒状影(じん肺によるもの(肺結核のみによるものを除く))で
	異常線状影を主とする像
	両肺野に分布が粗である異常線状影(じん肺によるものに限る。以下この表において同じ)があ

第一型	その大きさが点大以上のものに 限る。以下この表において同 じ。があり、かつ、大陰影がな いと認められるもの	両肺野に分布が密である り、かつ大陰影がないと 認められるもの
第二型	両肺野のそれぞれ三分の一をこ える範囲に、分布が粗である明 らかな粒状影があり、かつ、大 陰影がないと認められるもの	両肺野に分布が密である 異常線状影があり、かつ、 大陰影がないと認められ るもの（第三型に該当す るものを除く。）
第三型	両肺野のそれぞれ三分の一をこ える範囲に、分布が密である明 らかな粒状影があり、かつ、大 陰影がないと認められるもの	両肺野に分布が著しく密 である異常線状影があり、 かつ、大陰影がないと認 められるもの
第四型	明らかな粒状影があり、かつ、 両肺野又は一側の肺野に大陰影 があると認められるもの	異常線状影があり、かつ、 両肺野又は一側の肺野に 大陰影があると認められ るもの

2 粉じん作業に従事する労働者及び粉じん作業に従事する労働者であつた者は、じん肺健康診断の結果に基づき、次の表の下欄に掲げるところにより、管理一から管理四までに区分して、この法律の規定により、健康管理を行なうものとする。

健康管理の区分	じん肺健康診断の結果
管理一	一 じん肺にかかつていないと認められるもの 二 エックス線写真の像が第一型又は第二型で、じん肺による心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、肺結核がないと認められるもの
管理二	一 エックス線写真の像が第一型又は第二型で、じん肺による軽度の心肺機能の障害その他の症状があり、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの（エックス線写真の像が第二型と認められるもので粉じん作業に従事した期間が五年以内の者に係るものを除く。） 二 エックス線写真の像が第三型で、じん肺による中等以上の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの（粉じん作業に従事した期間が五年以内の者に係るものを除く。）

管理一	業に従事した期間が十年以内の者に係るものを除く。 三 エックス線写真の像が第一型又は第二型で、じん肺による心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがない肺結核があると認められるもの
管理二	一 エックス線写真の像が第一型、第二型又は第三型で、じん肺による中等度の心肺機能の障害その他の症状があり、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの 二 エックス線写真の像が第二型で、じん肺による軽度の心肺機能の障害その他の症状があり、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの（粉じん作業に従事した期間が五年以内の者に係るものを除く。） 三 エックス線写真の像が第三型で、じん肺による中等度以上の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの（粉じん作業に従事した期間が十年以内の者に係るものを除く。） 四 エックス線写真の像が第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一以下のものに限る。）で、じん肺による高度の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの 五 エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一以下のものに限る。）で、じん肺による高度の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの
管理三	一 エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一以下のものに限る。）で、じん肺による高度の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの 二 エックス線写真の像が第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一をこえる大きさに限る。）と認められるもの 三 エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型で、活動性の肺結核があると認められるもの
管理四	一 エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一以下のものに限る。）で、じん肺による高度の心肺機能の障害その他の症状があると認められるもの 二 エックス線写真の像が第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一をこえる大きさに限る。）と認められるもの 三 エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型で、活動性の肺結核があると認められるもの

第二章 予防及び健康管理
（使用者及び労働者の義務）
第五条 使用者及び粉じん作業に従事する労働者は、じん肺の予防に
（昭和二十四年法律第七十号）の規

定によるほか、粉じんの発散の抑制、保護具の使用その他について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
（教育）
第六条 使用者は、労働基準法及び鉱山保安法の規定によるほか、常時粉じん作業に従事する労働者に対してじん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を行わなければならない。
（就業時診断）
第七条 使用者は、新たに常時粉じん作業に従事することとなつた労働者に対して、その就業の際、じん肺健康診断を行なわなければならない。ただし、当該作業に従事することとなつた前に常時粉じん作業に従事すべき職業に従事したことがない者であつて、その時前三月以内に労働基準法第五十二条第一項の健康診断を受けたものその他労働省令で定める労働者については、この限りでない。
（定期診断）
第八条 使用者は、次の各号に掲げる労働者に対して、それぞれ当該各号に掲げる期間以内ごとに一回、定期的に、じん肺健康診断を行なわなければならない。
一 常時粉じん作業に従事する労働者（次号に掲げる者を除く。）
三年
二 常時粉じん作業に従事する労働者で健康管理の区分が管理二又は管理三であるもの 一年
三 第二十一条第一項の勧告を受けて、当該事業場において、常時粉じん作業以外の作業に従事

している労働者で健康管理の区分が管理三であるもの 一年（定期外診断）

第九条 使用者は、次の各号の場合には、当該労働者に対して、遅滞なく、じん肺健康診断を行わなければならない。この場合において、当該じん肺健康診断は、労働省令で定めるところにより、その一部を省略することができる。

一 常時粉じん作業に従事する労働者が、労働基準法第五十二条第一項の健康診断において、当該健康診断の直前のじん肺健康診断の後新たに肺結核にかかったと診断されたとき（当該健康診断を行なう前において、じん肺にかかつており、かつ、健康管理の区分が管理一、管理二又は管理三と決定された労働者について、当該肺結核が活動性のものであると診断されたときを除く。）

二 第二十一条第一項の勧告を受けて当該事業場において常時粉じん作業以外の作業に従事している労働者が、労働基準法第五十二条第一項の健康診断において、当該健康診断の直前のじん肺健康診断の後新たに肺結核にかかっており、かつ、それが不活動性のものであると診断されたとき

三 健康管理の区分が管理四である労働者が、医師により療養を要しなくなったと診断されたとき

（労働基準法の健康診断との関係）
第十条 使用者は、じん肺健康診断を行なった場合においては、その

限度において、労働基準法第五十二条第一項の健康診断を行なわなくてもよい。

（受診義務）

第十一条 関係労働者は、正当な理由がある場合を除き、第七条から第九条までの規定により使用者が行なうじん肺健康診断を受けなければならない。ただし、使用者が指定した医師の行なうじん肺健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行なうじん肺健康診断を受け、当該エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面を使用者に提出したときは、この限りでない。

（エックス線写真等の提出）

第十二条 使用者は、第七条から第九条までの規定によりじん肺健康診断を行なったとき、又は前条ただし書の規定によりエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他の書面が提出されたときは、遅滞なく、じん肺にかかつていると診断された労働者について、当該エックス線写真及び次の各号に掲げる書面を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

一 じん肺健康診断の結果を証明する書面
二 粉じん作業についての職歴を証明する書面
三 胸部に関する臨床検査の結果を証明する書面
四 結核精密検査の結果を証明する書面

五 心肺機能検査の結果を証明する書面

2 使用者は、常時粉じん作業に従事する労働者（じん肺にかかつており、かつ、健康管理の区分が管理一、管理二又は管理三と決定された者に限る。）又は第二十一条第一項の勧告を受けて当該事業場において常時粉じん作業以外の作業に従事している労働者が、労働基準法第五十二条第一項の健康診断の結果次の各号の一に該当する場合は、遅滞なく、当該エックス線写真及び健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

一 直前のじん肺健康診断の後、新たに肺結核にかかっており、かつ、それが活動性のものであると診断されたとき
二 直前のじん肺健康診断の後、従前不活動性であった肺結核が活動性のものになったと診断されたとき
三 直前のじん肺健康診断の後、従前病勢の進行のおそれがないと認められた肺結核（健康管理の区分が管理二である者に係るものに限る。）が、病勢の進行のおそれがある不活動性のものになったと診断されたとき

（健康管理の区分の決定等）
第十三条 第七条から第九条まで又は第十二条ただし書の規定によるじん肺健康診断の結果、じん肺にかかつていないと診断された者の健康管理の区分は、管理一とする。

2 都道府県労働基準局長は、前条

の規定により、エックス線写真及びじん肺健康診断又は労働基準法第五十二条第一項の健康診断に関する書面が提出されたときは、これらを基礎として、地方じん肺診療医の診断又は審査により、当該労働者がじん肺にかかつているかどうかの別及び健康管理の区分の決定をするものとする。

3 都道府県労働基準局長は、地方じん肺診療医の意見により、じん肺が相当に進行している疑いがあると認められる労働者について、前項の決定を行うため必要があると認めるときは、使用者に対し、期日又は方法を指定してエックス線写真の撮影又は労働省令で定める範囲内の検査を行うべきことを命ずることができる。

4 使用者は、前項の規定による命令を受けてエックス線写真の撮影又は検査を行なったときは、遅滞なく、都道府県労働基準局長に、当該エックス線写真又は検査の結果を証明する書面その他その指定する当該検査に係る物件を提出しなければならない。

5 第十一条本文の規定は、第三項の規定による命令を受けてエックス線写真の撮影又は検査を行なう場合に準用する。

（通知）
第十四条 都道府県労働基準局長は、前条第二項の決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を当該使用者に通知するとともに、遅滞なく、第十二条又は前条第四項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件を返還しなければならない。

2 使用者は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該労働者に通知しなければならない。

（随時申請）

第十五条 常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であつた者は、何時でも、じん肺健康診断を受けて、都道府県労働基準局長にじん肺にかかつていないかどうかの別及び健康管理の区分を決定すべきことを申請することができる。

2 前項の規定による申請は、エックス線写真、粉じん作業についての職歴を証明する書面、当該じん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面を添えてしなければならない。

3 第十三条第二項から第四項まで及び前条第一項の規定は、第一項の規定による申請があつた場合に準用する。この場合において、第十三条第三項及び第四項中「使用者」とあるのは「申請者」と、前条第一項中「当該使用者」とあるのは「申請者及び申請者を使用する使用者」と読み替えるものとする。

第十六条 使用者は、何時でも、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であつた者について、じん肺健康診断を行ない、都道府県労働基準局長にじん肺にかかつていないかどうかの別及び健康管理の区分を決定すべきことを申請することができる。

ら第四項まで及び第十四条の規定は前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(記録)

第十七条 使用者は、労働省令で定めるところにより、その行なつたじん肺健康診断及び第十一條ただし書の規定によるじん肺健康診断に関する記録を作成し、これを五年間保存しなければならない。

(不服の申立て)

第十八条 第十三条第二項(第十五条第三項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)の決定に不服のある者は、労働大臣に不服の申立てをすることができ、

2 前項の不服の申立てをしようとする者は、第十四条第一項(第十五条第三項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた日から六十日以内に、労働省令で定める事項を記載した申立書を提出しなければならない。

3 第一項の不服の申立ては、当該決定をした都道府県労働基準局長を経由して行なわなければならない。

4 第二項の申立書には、労働省令で定めるところにより、当該決定に係るエックス線写真その他の物件及び証拠となる物件を添附しなければならない。

5 訴訟法(明治二十三年法律第五号第八條第三項の規定は、第一項の不服の申立てに準用する。

(裁決)

第十九条 労働大臣は、中央じん肺

条第一項の不服の申立てに理由があるとき、裁決において、当該決定を取り消し、かつ、当該労働者又は労働者であつた者がじん肺にかかっているかどうかの別及びその者の健康管理の区分を決定するものとする。

2 労働大臣は、中央じん肺診療医の診断又は審査により前条第一項の不服の申立てに理由がないと認めるとき、又はその申立てが不適法であると認めるときは、裁決において理由を附して却下しなければならない。ただし、申立ての手續の方式に欠けたものがあるときは、これを補正させなければならない。

3 第十三条第三項及び第四項の規定は、前条第一項の不服の申立てがあつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「地方じん肺診療医」とあるのは中央じん肺診療医」と、「使用者」とあるのは「申立人」と読み替へるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、労働省令で定める事項を記載した裁決書をもつて、当該都道府県労働基準局長を経由して、申立人に通知するとともに、前条第四項の規定又は第三項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件を返還しなければならない。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、当該都道府県労働基準局長を経由して、裁決書の写を労働省令

で定める利害関係者に送付するものとする。

(労働省令への委任)

第二十条 前二条に規定するもののほか、第十八条第一項の不服の申立てに關し必要な事項は、労働省令で定める。

(作業の転換)

第二十一条 都道府県労働基準局長は、健康管理の区分が管理三である労働者が現に常時粉じん作業に従事しているときは、使用者に対して、その者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるべきことを勧告することができる。

2 使用者は、前項の勧告を受けたときは当該労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させることとするよう努めなければならない。

3 使用者は、第一項の勧告を受けた労働者が常時粉じん作業に従事しなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県労働基準局長に通知しなければならない。

(転換手当)

第二十二条 使用者は、前条第一項の勧告を受けた労働者が常時粉じん作業に従事しなくなつたときは、労働省令で定めるところにより、その者に対して、労働基準法第十二条に規定する平均賃金の三十日分に相当する額の転換手当を支払わなければならない。

(療養)

第二十三条 健康管理の区分が管理四と決定された者は、療養を要するものとする。

2 使用者は、第十四条第一項(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりその使用

する労働者の健康管理の区分が管理四と決定された旨の通知を受けたときは、第十四条第二項(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知において、その者が療養を要する旨を明らかにしなければならない。

第三章 じん肺審議会
(設置)
第二十四条 労働省に、じん肺審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)
第二十五条 審議会は、労働大臣その他関係大臣の諮問に応じて、じん肺に關する予防、健康管理その他に關する重要事項について調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を関係行政機関に建議することができる。

(組織)
第二十六条 審議会は、二十人以内の委員をもつて組織する。
2 審議会には、委員のほか、専門委員を置くことができる。
3 専門委員は、議決に加わることができない。

(委員及び専門委員)
第二十七条 委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。
2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 専門委員は、専門の事項に關し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。
(会長)
第二十八条 審議会に、会長を置く。
2 会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。
3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された委員が会長の職務を代理する。
(部会)
第二十九条 審議会に、その議決により部会を置くことができる。
2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。
3 部会に、その部会に属する委員の互選により、部会長を置く。
4 部会長は、部会の会務を総理する。

(庶務)
第三十条 審議会の庶務は、労働省労働基準局において処理する。
(労働省令への委任)
第三十一条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第四章 政府の援助等
(技術的援助等)
第三十二条 政府は、使用者に対して、粉じんの測定、粉じんの発散の抑制、じん肺健康診断その他じん肺に關する予防及び健康管理に關し、必要な技術的援助を行なうように努めなければならない。

2 政府は、じん肺の予防に關する

技術的研究及び前項の技術的援助を行なうため必要な施設の整備を図らなければならない。

(粉じん対策指導委員)

第三十三条 都道府県労働基準局及び鉱山保安監督部に、使用者が行なうじん肺の予防に関する措置について必要な技術的援助を行なわせるため、粉じん対策指導委員を置くことができる。

2 粉じん対策指導委員は、衛生工学に關し学識経験のある者のうちから、労働大臣又は通商産業大臣が任命する。

3 粉じん対策指導委員は、非常勤とする。

(職業紹介及び職業訓練)

第三十四条 政府は、第二十一条第一項の勧告を受けてもなお当該事業場において粉じん作業以外の作業に常時従事することができない労働者のために、職業紹介及び職業訓練に關し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(就労施設等)

第三十五条 政府は、じん肺にかかった労働者であつた者の生活安定を図るため、就労の機会を与えるための施設及び労働能力の回復を図るための施設の整備その他に關し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 雑則

(公課の禁止)

第三十六条 租税その他の公課は、転換手当を標準として課することできない。

(譲渡等の禁止)

第三十七条 転換手当の支払を受け

る権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(時効)

第三十八条 転換手当の支払を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(じん肺診査医)

第三十九条 この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに關する事務を行なわせるため、労働省に中央じん肺診査医を、都道府県労働基準局に地方じん肺診査医を置く。

2 中央じん肺診査医及び地方じん肺診査医(以下この条及び次条において「じん肺診査医」という。)は、じん肺に關し相當の学識経験を有する医師のうちから、労働大臣が任命する。

3 じん肺診査医は、非常勤とすることができ、

(じん肺診査医の権限)

第四十条 じん肺診査医は、この法律の規定による診断又は審査のため必要があるときは、その必要の限度において、粉じん作業を行なう事業場に立ち入り、労働者その他の関係者に質問し、又はエックス線写真若しくは診療録その他の物件を検査することができる。

(前項の規定により立入検査をするじん肺診査医は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第四十一条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第四十二条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要の限度において、粉じん作業を行なう事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿書類を検査し、又は粉じんの測定若しくは分析を行なうことができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告)

第四十三条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行なう。

(罰則)

第四十四条 労働大臣、都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、労働省令で定めるところにより、使用者に、じん肺に關する予防及び健康管理に關する事項を報告させることができる。

(罰則)

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第六条から第九条まで、第十二条、第十三条第四項、第十四条第二項(第十六条第二項において準用する場合を含む。)、第十七条、第二十二條又は第二十三條第二項の規定に違反した者

二 第十三條第三項の規定による命令に違反した者

三 第四十條第一項の規定による質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第四十二條第一項の規定による質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査、測定若しくは分析を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第四十四條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第四十六條 前條の違反行為をした者が、法人又は人のために行為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても同條の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の日から六月間に、新たに常時粉じん作業に従事することとなつた労働者については、第七條中「その就業の際」とあるのは、「就業の日から昭和三十五年十二月三十一日までの間に」とする。ただし、この法律の施行の日の前日において、旧けい

肺及び外傷性せき髄障害に關する特別保護法(昭和三十年法律第九十一号。以下「旧法」という。)(第三條第一項の規定の適用を受けていた使用者に係る場合は、この限りでない。)

2 この法律の施行の際現に常時粉じん作業に従事することになつてゐる労働者(この法律の施行の日の前日において旧法第三條第二項又は第三項の規定の適用を受けていた労働者を除く。)に對して、この法律の施行後最初に行なうべき第八條の規定によるじん肺健康診断は、昭和三十五年十二月三十一日までに行なわなければならない。

第三条 この法律の施行前に、旧法の規定により行なつたじん肺健康診断及びじん肺機能検査その他の検査は、労働省令で定めるところにより、この法律の相當規定により行なつたじん肺健康診断又はじん肺機能検査その他の検査とみなす。

2 旧法第八條第一項の勧告を受けて、この法律の施行前に粉じん作業以外の作業に常時従事することとなつた労働者は、第八條、第九條及び第十二條第二項の規定の適用については、第二十一條第一項の勧告を受けて転換したものとみなす。

第四条 この法律の施行前に、旧法第四條の規定により行なつたエックス線写真及び粉じん作業についての職歴を証明する書面その他の書面の提出は、第十二條の規定により行なつたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧法の規定

によりしたけい肺にかかっているかどうかの決定及びけい肺第一症度、けい肺第二症度、けい肺第三症度又はけい肺第四症度の決定は、この法律の規定によりしたじん肺にかかっているかどうかの別の決定又は管理一、管理二、管理三若しくは管理四の決定とみなす。

3 前項の規定により、じん肺にかかっているかどうかの決定されたものとみなされた労働者は、第十三条第一項の規定により健康管理の区分が管理一となつたものとみなす。

第五条 旧法第六條第一項又は第七條第一項の規定によりした申請で、この法律の施行前にこれらの規定による決定がなかつたものは、第十五條第一項又は第十六條第一項の規定によりしたものとみなす。

第六条 旧法第八條第一項の規定によりした勧告で、この法律の施行の際なお従前の粉じん作業に常時従事している労働者に係るものは、第二十一條第一項の規定によりしたものとみなす。

第七条 旧法第三十一條第一項の規定による不服の申立てで、この法律の施行の時までに裁決がなかつたものは、第十八條第一項の規定によりしたものとみなす。

(国会職員法の一部改正)
第八条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項中「及び最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)」を「、最低賃金法(昭和

三十四年法律第三十七号)及びじん肺法(昭和三十五年法律第九号)」に改める。

(国家公務員法の一部改正)
第九条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條中「及び最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)」を「、最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)及びじん肺法(昭和三十五年法律第九号)」に改める。

(地方税法の一部改正)
第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條中第八号を次のように改め、第八号の二を削る。

八 じん肺法(昭和三十五年法律第九号)の規定による

手当

第六百七十二條中第八号を次のように改め、第八号の二を削る。

八 じん肺法(昭和三十五年法律第九号)の規定による転換

手当

(自衛隊法の一部改正)
第十一條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八條中「及び最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)」を「、最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)及びじん肺法(昭和三十五年法律第九号)」に改める。

理由

粉じん作業に従事する労働者の健康の保持その他福祉の増進を図るため、じん肺に關し、予防及びじん肺健康診断、健康管理区分、作業の転換その他健康管理に關する制度を確立するとともに、じん肺審議会及び粉じん対策指導委員の設置その他政府の援助等の措置に關する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永山委員長 まずその趣旨の説明を求めます。松野労働大臣。

○松野労働大臣 ただいま議題となりましたじん肺法案及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を説明申し上げます。

労働者の業務上の傷病に対する予防及び災害補償につきましては、一般に労働基準法及び労働者災害補償保険法に基づいて実施いたしてるところであります。けい肺はその予防が困難であり、一度かかると治療がたかく、多くの場合労働基準法または労働者災害補償保険法により三年間療養補償を受けた後においてもなお引き続く療養を必要とするのでありまして、またこの点については重度の外傷性脊髄障害もけい肺と同様であるのであります。そこでこれら二つのものについては、その特殊性にかんがみ、関係労働者の保護の充実をはかるため、昭和三十年、けい肺及び外傷性脊髄障害に關する特別保護法が制定され、石炭鉱山、金属鉱山その他遊離けい酸粉塵を發散する場所で働く労働者に対して定期的にけい肺健康診断を行ない、その結果に基づき一定の者について粉塵

作業からの作業転換をはかる等、健康管理に關して特別の措置を実施するとともに、けい肺及び外傷性脊髄障害にかつた労働者に対して、労働基準法または労働者災害補償保険法による打ち切り補償が行なわれた後さらに二年間引き続いて療養給付及び休業給付を支給することとされたのであります。

しかるに、昭和三十三年秋ごろから、けい肺等特別保護法による給付の期間が切れる者が生じ、しかもその大部分の者は依然として療養を必要とする状態にありまして、とりあえずの措置として、昭和三十三年、けい肺及び外傷性脊髄障害の療養等に関する臨時措置法が制定され、けい肺等特別保護法による給付の期間が切れ、なお引き続く療養を必要とする者に対しては、昭和三十五年三月三十一日まで、療養給付及び傷病手当を支給することとされたとともに、政府はけい肺及び外傷性脊髄障害にかつた労働者の保護措置について根本的検討を加え、昭和三十四年十二月三十一日までけい肺等特別保護法の改正に關する法律案を国会に提出しなければならぬこととされたのであります。

そこで、政府といたしましては、昭和三十三年六月に、けい肺等特別保護法の改正に關してけい肺審議会に諮問をいたし、同審議会では一年有半にわたる審議検討が行なわれた結果、公益側委員の意見を中心に、労使各側委員の意見を付した答申がなされたのであります。

続いて政府は、補償に關する問題につきまして、労災保険審議会にも諮問をいたし、その意見を聞いた上、けい

肺審議会及び労災保険審議会の公益側委員の意見の線に沿ひ、これら審議会の労使各側委員の意見をも考慮しつつ、慎重に検討をしたのであります。

その結果、予防及び健康管理につきましては、最近における医学の進歩、粉塵管理に關する技術的研究の成果等を基礎として粉塵作業に従事する労働者について適切な保護措置を講ずることとし、その対象についても、医学的にその実態が明らかにされて参りました石棉肺、アルミニウム肺等、鉱物性粉塵の吸入によつて生ずる他の塵肺を含めて、新たに特別法を制定すべきであると考へたのであります。また、補償につきましては、労働者災害補償保険法を改正して、けい肺等特別保護法及び臨時措置法の補償に關する部分を吸収し、けい肺及び外傷性脊髄障害に限らず、潜水病、放射線障害、頭部外傷等類似の重篤な業務上の傷病にかつた者及び両手、両足の切断、両眼失明等重度の身体障害を存する者に対して必要な補償を行なうため、これらの者に対する現行の一時金による打ち切り補償費または障害補償費にかえて長期給付を行なうことが必要であると考へたのであります。そこでそのような考へに基づき、それぞれ法律案を案作成し、再度、前者の法律案要綱についてはけい肺審議会に、後者の法律案要綱についてはけい肺審議会及び労災保険審議会に付議いたしますとともに、後者については社会保険制度審議会にも諮問いたします。その結果に基づいて、じん肺法案及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を作成し、昨年十二月二十九日に提案する運びとなつた次第であります。

次に、それぞれの法律案について概要を説明申し上げます。

まずじん肺法案について申し上げます。

第一に、現行のけい肺等特別保護法では、対象をけい肺に限っておりますが、この法律案では、現行法の施行の過程を通じて、ようやくその医学的実態が明らかにされて参りました石綿肺、アルミニウム肺等鉱物性粉塵の吸入によつて起こるその他の塵肺をも広く対象としたのであります。これらのものはいずれもその発生原因、治療の困難性等において非常に類似しておりますところから、同様に取扱いすべきこととしたのであります。

第二に、塵肺の予防に關して、労働基準法及び鉱山保安法の規定によるほか、技術の進歩に即応した粉塵発散の抑制措置、呼吸用保護具の整備、着用等、塵肺の予防のための適切な措置について使用者及び労働者双方の努力義務を定めるとともに、使用者は粉塵作業に従事する労働者に対して、塵肺の予防及び健康管理に關し必要な教育の徹底をはかるべきこととしたのであります。

なお、これら予防に關する技術的措置につきましても、一般事業場における一層の促進をはかるために政府といひましたも積極的に技術上の援助を行なうこととし、衛生工学に關し学識経験を有する粉塵対策指導委員を新たに設けて、各事業場について実地に技術上の援助指導を行なうこととしたのであります。

第三に、労働者の健康管理のため、使用者は常時粉塵作業に従事する労働者に対して、その新規就労の際及

び三年または一年以内ごとに定期的に、または新たに肺結核にかかったことが明らかにされた者についてはそのつど、それぞれ塵肺健康診断を行なわなければならないこととし、これらの塵肺健康診断の結果の資料は都道府県労働基準局長に提出を求めまして、塵肺健康診断の結果を審査により労働者の健康管理の区分を決定することとしたのであります。これは塵肺の症状等の決定が一般に困難であることと、この決定の効果として、塵肺健康診断の回数が変わり、作業転換の勧告等が行なわれることとなりますので、公の立場から公正的確にその健康管理区分の決定を行なう必要があるためであります。

第四に、塵肺健康診断の結果、塵肺が管理区分三の程度になっている者に對しては、個々の場合の必要に応じ都道府県労働基準局長が粉塵作業からの転換を勧告して療養を要する段階に至らないよう防止措置を講ずることとし、また、この勧告に従つて作業転換を促進させるよう、使用者において粉塵作業から転換する労働者に対して賃金の一カ月分に相当する額の転換手当を支払わなければならないこととしたのであります。

第五に、作業転換の勧告を受けた労働者について、使用者の努力にもかかわらず作業の転換が企業内において行われがたく、そのためにやむを得ず離職せざるを得ない労働者に対しては、政府といひましたも職業紹介、職業訓練等についてできるだけ適切な措置を講ずるよう努力いたしますとともに、さらに進んでこれら離職した労働者のために就労の機会を与えるための施設

または労働能力を回復するための施設を設置経営いたしましたして、その労働者の生活の安定をはかるよう努力いたしますこととしたのであります。

第六に、この法律の施行に万全を期するよう、塵肺の予防措置等について一層の促進をはかるために関係研究施設等の整備充実をはかるとともに、塵肺の診断については中央、地方を通じて塵肺調査医を置きましてその公正を期することとし、また、労働省にじん肺審議会を設置して塵肺に關する重要事項を調査審議することとし、法施行に遺憾なきよう期しております。

次に、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、現行労働者災害補償保険法では、業務上の傷病が療養開始後三年を経過してもなおらない場合には、平均賃金の千二百日分に相当する額の打ち切り補償を支払い、以後一切の補償を行なわなくてもよいことになっており、ただ、けい肺及び外傷性骨髄障害につきましても、けい肺等特別保護法及び同臨時措置法によりましてその後引き続き約四年間療養給付、休業給付等が行なわれることになっているのであります。この改正法律案におきましては、けい肺及び外傷性骨髄障害に限らず、潜水病、放射線障害、頭部外傷等療養開始後三年を経過してもなおらないすべての傷病について、必要の存する期間、打ち切り補償費にかえて長期傷病者補償を行なうこととしたのであります。

第二に、以上のような長期傷病者との均衡をはかるとともに、外傷性骨髄障害等重度の身体障害者に対する対策をいたしまして、療養開始後三年以内

に症状が固定した場合でも、半身不随、両手、両足の切断、両眼失明等、労働能力を百パーセント喪失した障害者等第三級以上の重度の身体障害者を残す者については、従来の一時金による障害補償費にかえて長期給付金である障害補償費を支給することとしたのであります。

第三に、長期傷病者補償及び長期給付金である障害補償費に要する費用につきましても、傷病の特殊性、使用者負担の増加等を考慮し、長期傷病者補償については、労働基準法による打ち切り補償に相当する部分をこえる部分について、塵肺に關してはその四分の三、その他の傷病に關しては二分の一を国庫が負担し、障害等級第一級から第三級までの身体障害者に対する長期給付金である障害補償費については、政令で定めるところにより、労働基準法による障害補償に相当する部分をこえる部分の一部を、国庫が負担することとしたのであります。

第四に、今回の改正による長期給付については、現行の保険加入制度のままで、労働保険に加入していない事業場において業務上負傷または傷病にかかった労働者で、三年間療養を行なつても傷病がなおらない者あるいはなおった後障害等級第一級から第三級までに該当する身体障害者を残す者は、労働基準法による災害補償を受けることができないので、これらの長期給付を受けられないわけでありまして、このような場合に対する特別の措置をいたしまして、その後かかる事業が労働者の長期給付金に加入するに至つて、その事業

主あるいはその事業場の労働者の過半数が希望するときは、事業主から特別保険料を徴収して、労働者に長期傷病者補償または長期給付金である障害補償費を労働保険から支給することとしたのであります。

第五に、今回の改正は、けい肺等に對する特別保護措置の根本的検討から出発したものである経過にかんがみまして、けい肺等臨時措置法が失効いたします昭和三十五年三月三十一日において、けい肺等特別保護法または同臨時措置法による療養給付の支給を受けるべきである者であつて、同年四月一日以降なお引き続き療養を必要とする者につきましても、経過措置として、この改正法律案による長期傷病者補償を行なうこととしたのであります。ただ、これらの者は、すでに労働基準法または労働者災害補償保険法による打ち切り補償を受けた者でありますから、これを、新たに三年の療養を経過して長期傷病者補償を受けることとなる者に比較いたしますと、少なくとも打ち切り補償分だけは余分に給付を受けていることとなりますので、それに相当する額を減額することとしたのであります。

第六に、長期傷病者補償または障害補償費のうちの長期給付金の支給を受ける者が、同時に厚生年金保険法等の障害年金または国家公務員共済組合法の廃疾年金を受けることができる場合には、その者に対する当該長期給付金の額は、これらの障害年金または廃疾年金のうち、国及び使用者の負担割合に相当する額を減じたものといたし、また長期傷病者補償及び障害補償費のうち長期給付金につきましては、労働

省で作成しております毎月勤労統計による全産業の労働者の平均給与額が百分の二十以上変動した場合に、その比率を基準としてその額を改訂することとしたのであります。

以上申し述べましたこの改正法律案の内容につきましては、他の社会保障制度と関連する問題もあり、将来社会保障に関する制度全般の調整がなされる機会におきましては検討を加えなければならぬと考えておりますが、そのような見地より国庫負担、厚生年金保険の障害年金等との調整及び賃金情勢の変動に伴う長期給付金の額の改訂につきましましては、本法案に定める措置を当分の間のものとし、そのような機会に検討して必要な措置を講ずることとしたのであります。

以上が、じん肺法案及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を提案するに至った理由及びその概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○永山委員長 両案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○永山委員長 次に去る二月十七日付託になりました内閣提出の身体障害者雇用促進法案を議題として審査に入ります。

身体障害者雇用促進法案

身体障害者雇用促進法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 職業紹介等（第三条―第十五条）
- 第三章 適応訓練（第十六条―第十八条）

第四章 雇用（第十一条―第十五条）

第五章 身体障害者雇用審議会（第十六条―第二十一条）

第六章 雑則（第二十三条・第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、身体障害者が適当な職業に雇用されることを促進することにより、その職業の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の欠陥がある者をいう。

（特定職種）

2 この法律において「特定職種」とは、労働能力はあるが、身体上の欠陥の程度が著しく重いため、通常の職業に就くことが特に困難である身体障害者の能力にも適合すると認められる政令で定める職種をいう。

（重度障害者）

3 この法律において「重度障害者」とは、前項に規定する身体障害者をいい、その範囲は、特定職種ごとに政令で定める。

（職員）

4 この法律において「職員」とは、国若しくは地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の機関に常時勤務する職員であつて、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員、警察官、船員である職員その他政令で定める職員以外のものをいう。

（労働者）

5 この法律において「労働者」と

は、坑内労働者、船員その他労働省令で定める労働者以外の労働者をいう。

第二章 職業紹介等

（求人者の条件等）

第三条 公共職業安定所は、正当な理由がないにもかかわらず身体障害者でないことを条件とする求人の申込みを受理しないことができる。

（公共職業安定所）

2 公共職業安定所は、身体障害者にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、身体的条件その他の求人者の条件について指導するものとする。

（公共職業安定所）

3 公共職業安定所は、身体障害者について職業紹介を行なう場合において、求人者から求めがあるときは、その有する当該身体障害者の職業能力に関する資料を提供するものとする。

（就職後の指導）

第四条 公共職業安定所は、その紹介により就職した身体障害者に対して、就職後においても、その作業の環境に適応させるため必要な指導を行なうことができる。

（雇用主に対する助言）

第五条 公共職業安定所は、身体障害者を雇用し又は雇用しようとする者に対して、能力検査、配置、作業設備、作業補助具その他身体障害者の雇用に関する技術的事項について助言することができる。

第三章 適応訓練

（適応訓練）

第六条 都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である身体

障害者について、その能力に適合する作業の環境に適応することを容易にすることを目的として、適応訓練を行なうものとする。

（適応訓練）

2 適応訓練は、前項に規定する作業でその環境が標準的なものであると認められるものを行なう事業主に委託して実施するものとする。

（あつせん）

第七条 公共職業安定所は、身体障害者に対して、適応訓練を受けることについてあつせんするものとする。

（適応訓練を受ける者に対する措置）

第八条 適応訓練は、無料とする。

2 都道府県は、適応訓練を受ける身体障害者に対して、手当を支給することができる。

（経費の補助）

第九条 国は、都道府県が適応訓練を行なう場合においては、当該都道府県に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を補助することができる。

（労働省令への委任）

第十条 この章に規定するものは、訓練期間その他適応訓練の基準については、労働省令で定める。

第四章 雇用

（雇用に関する国等の義務）

第十一条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行なう者を除く。以下同じ。）並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の総裁（以下「任命権者等」という。）は職員の採

用について、当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行なう者に係る機関を含む。以下同じ。）に勤務する身体障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、政令で定める身体障害者雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者である職員の数がその身体障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

（採用状況の通報等）

第十二条 任命権者等は、政令で定めるところにより、前条の計画及びその実施状況を労働大臣（市町村の任命権者にあつては、都道府県知事。以下次項において同じ。）に通報しなければならない。

（労働大臣）

2 労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条の計画を作成した任命権者等に対して、その適正な実施に関する事項を勧告することができる。

（一般雇用主の雇用義務）

第十三条 常時労働者を使用する事業所（国及び地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の機関を除く。以下同じ。）の雇用主は、労働者の雇入れについては、常時使用する身体障害者である労働者の数が、常時使用する労働者の総数に、事業の種類に応じて労働省令で定める身体障害者雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上であるように努めなければならない。

（身体障害者の雇入れに計画）

第十四条 公共職業安定所長は、身体障害者の雇入れを促進するため特に必要があると思われる場合は、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する身体障害者である労働者の数が前条の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められるものの雇入れ主に対して、身体障害者である労働者の数がその前条の規定により算定した数以上となるようにするため、身体障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることが出来る。

2 雇入れ主は、前項の規定により身体障害者の雇入れに関する計画を作成したときは、遅滞なく、これを公共職業安定所長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 公共職業安定所長は、身体障害者の雇入れに関する計画が著しく不適当であると認めるときは、当該雇入れ主に対してその変更を勧告することが出来る。

（重度障害者）

第十五条 任命権者等は、特定職種に勤務する重度障害者である当該職種の職員の数が、当該機関に勤務する当該職種の職員の総数に、職種に応じて政令で定める重度障害者雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）未満である場合には、重度障害者である当該職種の職員の数がその重度障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、重度障害者の雇入れに関する計画を作成しなければならない。

2 第十二条の規定は、前項の計画について準用する。

3 常時労働者を使用する事業所の雇入れ主は、特定職種の労働者の雇入れについては、常時使用する重度障害者である当該職種の労働者の数が、常時使用する当該職種の労働者の総数に、職種に応じて労働省令で定める重度障害者雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上であるように努めなければならない。

4 前条の規定は、常時使用する重度障害者である特定職種の労働者の数が前項の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められる事業所（常時使用する当該職種の労働者の数が職種に応じて労働省令で定める数以上であるものに限る。）の雇入れ主について準用する。

第五章 身体障害者雇用審議会

（設置）
第十六条 労働省に、身体障害者雇用審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）
第十七条 審議会は、労働大臣の諮問に依りて、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項について関係行政機関

に意見を述べることが出来る。

（組織）
第十八条 審議会は、二十人以内の委員をもつて組織する。

2 審議会には、委員のほか、専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、議決に加わることが出来ない。

（委員及び専門委員）

第十九条 委員は、労働者を代表する者、雇入れ主を代表する者、身体障害者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、専門の事項に關し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第二十条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された委員が会長の職務を代理する。

（庶務）

第二十一条 審議会の庶務は、労働省職業安定局において処理する。

（労働省令への委任）

第二十二条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第六章 雑則

（政府の義務等）

第二十三条 政府は、身体障害者の雇用の促進について、事業主その他国民一般の理解をたかめるため必要な措置を講ずるものとする。

2 労働大臣は、身体障害者に適当な職業、作業設備及び作業補助具その他身体障害者の職業安定に關し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

（連絡及び協力）

第二十四条 公共職業安定所及び社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に關する事務所その他の身体障害者に対する援護の機関は、身体障害者の雇用の促進を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

なければならない。

附則

（施行期日）
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（労働省設置法の一部改正）
2 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四号第三十八号の次に次の一号を加える。
三十八の二 身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第

号）に基づいて、身体障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずること。
第十号一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 身体障害者の採用又は雇入れに関する計画に關すること。

第十号第一項第八号中「及び炭鉱離職者臨時措置法」を「、炭鉱離職者臨時措置法及び身体障害者雇用促進法」に改める。

第十三条第一項の表中

「地方職業安定審議会」都道府県知事の諮問に應ずる重要事項を調査審議すること。

「公共職業安定所の業務その他の重要事項を調査審議すること。」を

「地方職業安定審議会」都道府県知事の諮問に應ずる重要事項を調査審議すること。

「地方職業安定審議会」都道府県知事の諮問に應ずる重要事項を調査審議すること。

知事の諮問に應じ、公共職業安定所の業務その他の重要事項を調査審議すること。

に改める。

第十八条第一項中「及び緊急失業対策法（これに基く命令を含む。）」を「緊急失業対策法（これに基く命令を含む。）」に改める。

別表 身体上の欠陥の範囲

- 一 次に掲げる視覚障害で永続するもの
イ 両眼の視力（万国式視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
ロ 一眼の視力が〇・〇七以下のもの
ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
イ 両耳の聴力損失がそれぞれ六〇デシベル以上のもの
ロ 一耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
ハ 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
ニ 平衡機能の著しい障害
三 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で永続するもの
四 次に掲げる肢体不自由
イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの、ひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの又は一上肢のひとさし指を指中手骨間関節で欠くもの
ハ 一下肢の第一指を指中手骨間関節で欠くもの
ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
ホ 一下肢のすべての指の機能を喪失したもの
五 前各号に掲げるもののほか、就職に著しい困難があると認められる労働省令で定める身体上の欠陥

理由

身体障害者の雇用を促進するため、適応訓練の実施、身体障害者雇用率その他、地方公共団体等及び一般の雇用主の行なう身体障害者の採用及び雇入れ等に関して必要な事項を定めるとともに、これらに関する重要事項を審議させるため身体障害者雇用審議会を設置する必要がある。

る。これが、この法律案を提出する理由である。

○永山委員長 まずその趣旨の説明を求めます。松野労働大臣。

○松野労働大臣 ただいま議題となりました身体障害者雇用促進法案につきまして、その提案理由及び内容の大綱を御説明申し上げます。

最近におけるわが国経済の進展により、雇用情勢は一般に好転しつつある

ところであり、身体障害者は、その障害のために就職の機会が少なく、一般に比へば多数の者が失業または不完全就労の状態に置かれているのであります。

政府といたしましては、これまで、職業紹介の強化、職業訓練の充実等行政措置の推進をはかり、身体障害者の雇用の促進に努力して参つたのでありますが、なお、その就職は困難な実情にあるのであります。

諸外国の状況を見ますと、現在すでに十数カ国が身体障害者の雇用について立法措置を講じており、また、昭和三十年には、国際労働機関第三十八回総会において身体障害者の職業更生に関する勧告が採択されているのであります。

これら諸般の情勢にかんがみ、労働省は、身体障害者の雇用の促進について根本的対策を講ずる必要を認め、各方面の意見を求めつつ鋭意検討を進めて参りましたところ、このたび成果を得るに至りましたので、ここに身体障害者雇用促進法案を提出いたし、御審議を仰ぐこととした次第であります。

次にその内容の概要を御説明申し上げます。本法案は、身体障害者が適当な職業に雇用されることを促進することとを目的としており、その具体的措置として第一に、身体障害者の雇用を促進するため、公共職業安定所は、求人者に対して、求人の条件についての指導、雇用に関する技術的事項についての助言を行ない、また、身体障害者に対しては、就職後においても作業の環境に適応させるために必要な指導を行なう等、公共職業安定所の業

務をさらに充実することとしたしました。

第二に、身体障害者の就職を容易にすることを目的として、都道府県は、事業主に委託して、身体障害者の能力に適した作業の環境に適応させるために適応訓練を実施することとし、これに必要な経費の一部を、国が補助することとしたしました。

第三に、国及び地方公共団体等に対して、身体障害者雇用率を定め、任命権者はこの率以上であるようにするため、身体障害者の採用計画を作成しなければならぬこととしたしました。また、民間の一般雇用主に対しても、身体障害者雇用率を定め、雇用主は、この率以上であるように身体障害者を雇入れるように努めなければならないこととし、公共職業安定所は、必要があると認める場合には、百人以上の労働者を使用する事業所の雇用主に対し、身体障害者の雇入れ計画の作成を命ずることができるとして、その雇用の促進をはかることとしたしました。

第四に、通常の職業につくことが特に困難である重度障害者に対しては、その能力にも適合する特定の職種を定め、これについては一般の身体障害者雇用率とは別に重度障害者雇用率を定めることによつて、重度障害者についてもその就職の促進が円滑に行なわれるような措置を講ずることとしたしました。

第五に、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議させるため、労働省に身体障害者雇用審議会を設置することとしたしました。

以上のほか、身体障害者の雇用の促進について、政府は国民一般の理解を高めるため必要な措置を講ずるとともに、労働大臣は身体障害者の職業安定に關し必要な事項についての調査研究に努める旨を規定いたしました。

以上、この法律の制定理由並びに法律案の概要を御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○永山委員長 本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○永山委員長 第三十三回国会において提出され、本国会に継続されております齋藤邦吉君外二十三名提出の失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律

（失業保険法の一部改正）

第一条 失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二の次に次の四条を加える。

（公共職業訓練を受ける場合における給付日数の延長）

第二十条の三 受給資格者が公共職業安定所の指示した公共職業訓練（訓練期間が一年を超えるものを除く。）を受ける場合には、当該公共職業訓練を受ける期間に限り、第二十条第一項及び前条第一項から第三項までの

規定により失業保険金を支給することができる日数（次条第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基づき失業保険金を支給することができる日数を加えた日数）を超えて、その者に失業保険金を支給することができる。

前項の場合には、第十八条第一項中「一年間」とあるのは、「二年間（受給資格者が第二十条の三第一項に規定する公共職業訓練を受ける場合において、当該公共職業訓練を受け終るべき日がその一年の期間を経過した日以後の日であるときは、その日までの間）」と読み替えるものとする。

（給付日数の延長に関する特別措置）

第二十条の四 労働大臣は、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第十九条の二に規定する職業紹介活動（以下この条において広域職業紹介活動という。）をすることを命じた場合において、当該広域職業紹介活動の命令に係る地域について、政令の定める基準に照らして必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、公共職業安定所が当該地域に係る当該広域職業紹介活動により職業のあっ旋を受けることが適当であると認定する受給資格者について、政令の定める日数を限度として、第二十条第一項及び第二十条の二第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給

することができる日数（以下この章において所定給付日数という。）を超えて、失業保険金を支給する措置を決定することができる。

前項の規定による措置を決定しようとするときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見を聞かなければならない。

公共職業安定所は、受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあっ旋を受けることが適当であるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十条の五 前条第一項の規定による措置に基づき所定給付日数を超えて失業保険金の支給を受けている者が正当な事由がないと認められるにもかかわらず、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又はその指示した公共職業訓練を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後失業保険金を支給しない。但し、その者が拒んだ日以後あらたに第十五条第一項の規定に該当するに至つた場合は、この限りでない。

公共職業安定所は、前項本文に規定する者について、同項に規定する正当な事由があるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十条の六 第二十条の四第一

項の規定による措置が決定された場合において、その決定があつた日以後に他の地域から当該措置に係る地域に移転した者であつて、その移転について特別の事由がないと認められるものには、所定給付日数を超えては失業保険金を支給しない。

公共職業安定所は、前項に規定する者の当該移転について特別の事由があるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十一条第一項中「受給資格者が」を「受給資格者（第二十条の五第一項本文に規定する者を除く。）が」に改め、同項第四号中「（昭和二十二年法律第四十一号）」を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（就職支度金）

第二十六条の二 受給資格者が就職するに至つた場合において、必要があると認めるときは、政府は、就職に要する費用（以下就職支度金という。）を支給することができる。但し、就職するに至つた日の前日における失業保険金の支給残日数（所定給付日数（第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基づき失業保険金を支給することができる日数を所定給付日数に加えた日数。以下この条において同じ。）から当該受給資格者に基き既に失業保

険金を支給した日数を差し引いた日数（その日数が、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数）をいう。以下この条において同じ。）が当該受給資格に基き所定給付日数の二分の一未満である受給資格者については、この限りでない。

就職支度金の額は、左に掲げる額とする。

一 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基き所定給付日数の三分の二以上である受給資格者については、失業保険金の五十日分に相当する額

二 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基き所定給付日数の二分の一以上三分の二未満である受給資格者については、失業保険金の三十日分に相当する額

就職支度金の支給があつたときは、この法律の規定（第二十三条、第二十三条の二及び第四十七条第一項の規定を除く。）の適用については、当該就職支度金の額を失業保険金の日額で除して得た数に相当する日数分の失業保険金の支給があつたものとみなす。

就職支度金の支給に関し必要な事項は、労働大臣が、中央職

業安定審議会の意見を聞いて、これを定める。

第二十三条及び第二十三条の二の規定は、就職支度金の支給について準用する。

第二十八条第一項中「三分の一」を「四分の一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

国庫は、毎会計年度において、支給した保険給付総額の四分の三に相当する額が徴収した保険料総額を超える場合には、当該超過額について、前項の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した保険給付総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。この場合において、その計算及び負担は、第三十八条の五の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業及び同条の日雇労働被保険者に係る失業保険事業に区分して行うものとする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、前条第一項の規定にかかわらず、国庫は、その措置に基き保険給付に要する費用の三分の一を負担する。

前項の場合には、前条第二項中「支給した保険給付総額」とあるのは「支給した保険給付総額から第二十条の四第一項の規定による措置に基き支給した保険給付

額を控除した額」と、「徴収した保険料総額」とあるのは「徴収した保険料総額から第二十条の四第一項の規定による措置に基き支給した保険給付額の三分の二に相当する額を控除した額」と読み替えるものとする。

第三十条第一項中「千分の十六」を「千分の十四」に改め、同条第二項を削る。

第三十八条の五第一項中「第二十条の二」を「第二十条の六」に、「第二十四条」を「第二十四条、第二十六条の二」に改める。

第三十八条の九第五項中「六日」を「五日」に、「四日」を「三日」に改め、同条第六項を削る。

第三十八条の十一第三項中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第三十八条の十五第二項中「千分の十六」を「千分の十四」に改める。

第三十八条の二十七第四項中「第二十七條第三項」を「第二十六條の二第五項及び第二十七條第三項」に改める。

第四十七條第一項中「及び第二十七條」を「就職支度金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第二十七條」に改める。

(職業安定法の一部改正)
第二条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十九条の二を第十九条の三とし、第十九条の次に次の一条を加える。

(広域職業紹介)
第十九条の二 労働大臣は、多数

の求職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、それらの求職者がその地域においては職業に就くことが困難であると認める場合には、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、関係都道府県知事又は公共職業安定所長に対し、当該計画に基づいて広範囲の地域にわたり職業紹介活動を行うことを命ずることができる。

附則

施行期日

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、失業保険法第二十八条の改正規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。(失業保険法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律による改正後の失業保険法(以下「新法」という)第二十条の三の規定は、この法律の施行の際、現に、この法律の施行前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている受給資格者についても適用する。

3 この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る失業保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

4 日雇労働被保険者に係るこの法律の施行の日前の日分の保険料について新法第十七条の二の賃金日額を算定する場合における算定方法については、なお従前の例による。

5 新法第二十八条第一項及び第二項及び第二十八条の二に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法並びに新法第三十条第一項に定める保険料率は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討され、その結果に基づいて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正が行われるべきものとする。

6 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)第三十二条の規定により労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動をすることを命じた場合には、新法第二十条の四の規定の適用については、労働大臣がこの法律による改正後の職業安定法第十九条の二に規定する職業紹介活動を行うことを命じたものとみなす。

理由

失業保険の保険料率及び国庫負担を調整し、その保険財政の均衡を図るとともに、多数の求職者が居住している地域において、それらの求職者が職業に就くことが困難であると認められる場合に広域職業紹介活動を実施し、その場合失業保険金の給付日数を延長する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約三十億二千六百万円の見込である。

○永山委員長 すでに本案の趣旨につぎましては、第三十三回国会において説明を聴取し、十分御了知のことと存じますので、この際これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

第三十三回国会齋藤邦吉君外二十三名提出の失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案、第三十三回国会田中正巳君外二十三名提出の厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案及び第三十一回国会内閣提出の船員保険法等の一部を改正する法律案、以上五案を一括して質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。田中正巳君。

○田中正委員 ただいま議題になっていますこの四法のうち、失業保険法の一部を改正する法律案の一点に集中をいたしまして、政府に若干質疑をいたしたいと思ひます。

そこで、まず昨日齋藤委員から厚生省に對しまして御質問があったと同じ趣旨であります。政府は、このたび船員保険、日雇労働者健康保険、あるいは厚生年金保険と一緒に失業保険法の一部改正についても、これを一本の法案としてお出しになったのでありますが、私もそれといたしましては、かようなそれぞれに性格の違った法律というものは一緒にいたさずに、それぞれ別個の法案で提出すべきものであるというふうには考へてゐるわけでありまして、政府はこの点についてわれわれと所見を異

にいたしました。これらを一本の法律でもってお出しになったのであります。これに對して、一体政府はこのような法案の提出の仕方がよろしいというふうにお考えなのか、あるいはまたそうでないというふうにお考えになるのか、この点について一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○松野國務大臣 昨年の四月に提案になったものでございまして、すでにもう一年にならんとするものであります。が、当時の状況としては、御承知のとく社会保険全般の調整という趣旨から、こういうものを一本で出す方がよろうという趣旨で出したわけであります。いまだに御審議中でございまして、どちらがよいかということは、これはいろいろ議論のあるところと思ひます。しかしこれは調整という意味で一本にされたのじやなからうか、こういうふうな考えでおります。

○田中正委員 労働大臣はこれらの各種社会保険の調整、こういう御趣旨で一本にお出しになったというふうな御答弁になるのですが、確かにこの法案の内容を見ますと、それぞれの制度の調整ないしは財政的な調整、こういったような金の面が先に調整といたすものは、これは否定すべからざるものがあると思ひますが、やはりこれらの社会保険それぞれのあるべき姿に向かつて進むべきものであつて、財政的調整が先に出るというふうなことでは、実は制度の今後の円滑なる、また健全な発達のためには取るべき態度ではないと私は思ふのであります。なるほど財政的な調整ということも非常に大切な要素ではあると思ひますが、それにも増して、それぞれが

において給付の期間を延長するといふようなこと、それから早期に就職いたしましたときには就職支度金を支給する、このような点でございます。これらはいずれも最近の情勢からいたしまして関係者が非常に緊急に要望しておるところでございます。これらの点につきましては、そのような情勢がございますので、政府といたしましては、これに対して異存はないところでございます。

○田中(正)委員　そういう内容を持った議員提出の法律案が出ております。

かたいたいの御答申で、政府としてはこの点についてはさしあたりやっても差しつかえない、こういう御答弁のようであります。これらの問題について最近の雇用、失業状態あるいはその他の諸般の状況から見て関係者の間にも要望が強い、こういう御説明でございます。これらの内容については提案者の方にお聞きするのがあるいは至当かと思いますが、こういうような内容けちよと拝見いたしますと、現在非常に問題になっているところの炭鉱離職者の問題と一番密接に関連があると思ふのであります。もちろんこういっ

○堀政府委員 最近の雇用、失業情勢は、全般的に見ますと御承知のように順調に好調な歩みを続けておる、こう

いうことがいえると思うのであります。が、産業それから地域等の特殊な部分につきましては、御承知のようにいろいろ摩擦面が出ておるといふきわめて微妙な情勢にあるわけでございます。特に炭鉱につきましては、ただいま先生御指摘のように、失業情勢は非常に悪い、このような情勢でございます。政府といたしましてはさきに炭鉱離職者臨時措置法案を提出いたしましたので、これを目下実施に移しておるところでございますが、まだまだいろいろ問題があるわけでございます。そこでかりに今回の議員提案にかかる失業保険法の改正が実施される暇におきましては、どういふようなことになるであらうかというのを考えてみますと、これはあながち炭鉱離職者というふうに限っておりません。特にたとえば就職支度金というような問題につきましても、全般的な被保険者が対象になるわけでございます。また職業訓練中のものについて期間を延長するというようなことにつきましても、全般的に対象になるわけでありまして、それから特別な地域について広域職業紹介が行なわれる場合の給付の延長につきましても、これは政令の定めるところにより指定することになっておる。その基準も政令で定めることになっております。これらの点につきましても、成立いたしましたときにおきまして、私どももいたしましては職業安定審議会等の御意見を十分伺いまして、基準の内容を考えたと思っておりますところでございますが、やはりその内容といたしましては、失業情勢が非常に悪いといふところが対象になる。従いまして炭鉱離職地帯がその最も大きな対象にな

るであらう、このように考えられておるところでございます。それから職業訓練の問題につきましても、これはやはり事実上炭鉱離職者というものがその中の大きな部分を占めるであらうといふことが考えられるところでございます。

○永山委員長 滝井委員。

○滝井委員 議員立法はあと回しにして、船員保険法等の一部改正法律案について先に質問をいたします。

渡邊厚生大臣も御承知の通り、現在の内閣は政党内閣であります。船員保険法等の一部改正法律案を内閣が国会に提出をするについては、十分与党の政策審議会なりその他と打ち合わせの上で御提出になっておると思うが、その理解して差しつかえありませんか。

○渡邊國務大臣 この四法案を全部一括して提案をいたしましたことには、私は前から多少無理がある、かように思っておったわけですが、自然の姿で今度議員立法といたしましてはばらにしたい、こういう方がこの法案の審議の上からかえって便宜じゃなからうか、こういうことであります。もちろん党の御意向等も伺いましたし、また政府といたしましてはその方が便宜である、こういう建前からいたしたわけでありました。

○滝井委員 それならば、政府提案の船員保険法等の一部改正案を御撤回になったらどうです。

○渡邊國務大臣 いや、ばらばらにやっただ方が法案の審議の上から便宜であらう、こういうことで私どもおるものでありますから、このような議員立法にしたというところに私どもは異議はありません。

○滝井委員 実は内容が違ふわけですね。船員保険法等の一部改正法律案の内容と、今回与党の方で出された四法案と内容が違ふわけですね。全然同じものならばばらにしたらよからう、こういうことになるのですが、内容が違ふのです。だから政党内閣が閣議決定をし、与党の政策審議会の意向も聞いて出た法案と全く違つたものを今度は与党が出してくる。一部は同じですよ。しかし全部同じじゃないのです。そういうものは政党内閣の建前としては違ふのです。それならばこの法案を与党で御修正なさったらいのです。それとも政府が撤回するか、どちらかでないければならぬと思う。今までこういう出し方は例がないのです。それならば修正案で出すべきだと思ふ。気に食わないところがあるなら修正されたい。

○渡邊國務大臣 とにかく一応出した以上は、これは内容がさほど違つておるわけでもございませんから、十分御審議の上、今後この法案の結果をさしでいただきたい、かように考えております。

○滝井委員 内容はさほど違わないといふことでなくて、たとえば失業保険の部門なんかは重大な修正を加えておるわけですね。大いに違ふわけですね。予算がくつづくわけですね。ところが、今度は船員保険の失業部門はどうなっておるかという事です。これは与党が失業保険に加えたと同じような修正を加えますか。

○太宰府委員 政府といたしましては、昨年の通常国会にお願いいたしました、ただいま御審議の政府案であり、施行期日その他については、今日になりますと適當でないものもあるかと思ひますが、中身においては今日なお妥協なものと考へておる次第であります。議員の方で、議員提案でお出しになったものにつきましては、これまた別個であらうと思ひます。

○太宰府委員 私は陸上と同じものをやれというのじゃないのです。陸上にそういう改善をやつたらば、海上の方の船員についてもやはり何かそれに類似した改善をやるべきだといふ主張なんです。これは、四分の一に下げたことは間違いないでしよう。その点の御答弁がなかったのですが、下げておるはずなんです。

○滝井委員 そうしますと、何も船員と一般の労働者とそう区別する必要はないのですよ。もしあなたの方で、さいせんの労働大臣の答弁のように、この失業多発地帯の支給とかそのほかの給付の延長の問題は当然必要だ、われわれ受け入れる用意があるんだ、こういうことになれば、船員保険にもそれに見合つた給付の改善をやるのが当然です。同じ失業保険ですから。しかも船員保険の方においては国庫負担を四分の一に下げたのでしよう。お下げにならないのですか。

○太宰府委員 陸上の失業保険の關係におきましては、いろいろ失業の多発地区といふようなことで、それに対して何か施策したらどうかという御議論はあり得るところであらうと存じますが、船員保険の關係におきましては、今日の狀態においては格別失業の多発地帯といふものもございませんし、船員の失業について格別新しい事態が起こつておるといふふうにも考へておらぬわけでございます。この辺は陸上の失業狀況と海上の労働者の失業狀況とが違つておる。こういうことか

ら、私どももいたしましては検討いたしましたのでございませうけれども、今日のところは、船員保険の關係におきましてはそういう新たなあれをする必要はない、かように考へておる次第であります。

○滝井委員 私は陸上と同じものをやれというのじゃないのです。陸上にそういう改善をやつたらば、海上の方の船員についてもやはり何かそれに類似した改善をやるべきだといふ主張なんです。これは、四分の一に下げたことは間違いないでしよう。その点の御答弁がなかったのですが、下げておるはずなんです。

申をお読みになると、必ずしも全般的に賛成とは書いてない。要は、負担能力の分析にあることを忘れてはならない。全株としてわが国の社会保障の前進を図るために、各種社会保険に対する

もあり得ようが、そのために、またその際も、各種共済組合をはじめ、その他の社会保険に対する国庫負担や整理資源の処理方法や、積立金のあり方等については、個々に制度をいじるべきではなく、総合的見地から、これを根本的に再検討する必要がある。つきに、各種社会保険についての法律改正に対する当審議会の意見を述べると、

厚生年金保険について、政府がその育成強化を図ろうとしていることは、妥当と考えられる。しかし、標準報酬保険料率の改訂などについては、慎重な態度が望ましい。また国民年金との関係における通算調整も、忘れてはならない。」とこう言っておるのです。いわゆる前文は、これをおやりなさいとは言っておらぬのです。なるほどここに

な諮問が出たんですから、これは賛成だ、反対だとは言っておりませんよ。しかし総合的な見地から述べた前文というものは、これは端的によろしいとは言っていないんですよ。船員保険法等の一部改正法律を去年の四月にお出しになっておって、今までこれが通らなくても、保険経済の運営に支障を来たしてはいないわけです。なぜ支障を来

たしていいかという点、必要がないからです。一体これを速急にやらなければ、どこか火がつくところがありますか。これをやらなければ保険経済の

す。「2、調査の対象 医師より組合宛診療報酬請求明細書（診療月三四年八月—三四年十月の分）に基づき」病気は五種類を調査している。「虫垂炎、扁桃腺炎、瘰癧、関節リウマチ、高血圧、以上五種類の疾病についての調査です。そうして今度は「病院、診療所を愛好調査」というのがあって、詳細に「組合名、事業所名、所在地、被保険者氏名又は保険証記号番号、性別男女

年令、居住所」それから今度は上に言

いた職業と學歷にマルをつけるこ

とになって「イロハニ」と書いてある

の職種にマルをつける。Bの學歷

も「イロハ」にマルをつける。それか

ら「傷病名、診療開始、昭和何年何月

何日、医療施設名、入院外来の別、一部

負担還元の有無」こういうことになっ

ている。そうしてさらに詳しく分けて

いるのです。「あなたは昨年中に上記

の疾病で、上記病院又は診療所(医院、

医務室)にかかった筈です。この病氣

に関連して次の問に答えて、必要な事

項に記入して下さい。」として、これが

大きなI(II)と分かれて、この調査は

実に詳細をきわめているのです。下に

その調査事項がありますが、大きなI

で言いますと、「いつからこの病氣にな

りましたか(II)の大きなことを書く」と

「この病氣で最初にかかった施設につ

いて記入すること。施設を変わってい

るかもしれないからどの施設にいつか

かったかというのを詳細に書く。この

病氣で最初にかかった施設から第二

の施設に変わった場合、変わった状況、変

った理由」というのが書いてある。そ

れから「施設名、かかった科」耳鼻科

とか外科とか「所在地、自宅から要す

る時間、かかった期間」それから「こ

の施設を選んだ理由について次の表の

1から22迄、順次にマルをつける。こ

ういうことで、これは腕のよい先生が

いるかないか、先生が親切か丁寧か、

いろいろずつと書いてあります。大き

なAが施設を選んだ理由ですが、今度

は「この施設を選んだことに関連して

次の問に答えよ」ちようど昔の高級役

人の試験のマルバツと同じで、これは

労働者を階級別に分けてこれを書か

いるのです。そしてこれは厚生省の要

請と書いてある。

○太宰府委員 厚生省の要請でなん

とかと書いてございしますが、私は実は

全然思ひ当たらないのでございまして、

私の方に關してはそういうようなこと

について相談にあずかり、また私の方

がそれを指導したというところはござい

ません。ただ健康保険組合でございま

すから、健康保険組合が自分のところの

組合員に對して、組合の運営に必要な

資料を聞いて集めるということ、これ

自体は、私の方でそれはいかぬという

わけには參らないのであります。問題

は、調査内容が不適当なものがありま

すならば、それはどういふ意圖でや

ったのか、そういうことによる影響とい

うものを十分考えておるかどうかとい

うような点については、私も指導を

する必要があろうかと思ひます。ただ

いまお説き上げになりましたのは、私

実は今伺うのが初めてでございします

で、あとでけつこうでございしますから、

それがどういふ経緯であつたのかとい

うことを御教示いただければ、私の方

で調査するにはやぶさかでございます

○滝井委員 そういたしますと、厚生

省はこういうものは全然関知しない

ということなんです。全然関知してな

いのですか。しておつたらどうしま

す。厚生省という名前と健康保険組合

連合会の名前と二つ書いてあるの

です。こういう調査をやられる患者も

い迷惑です。お前はこの病氣でかか

るのだらう、だからこれを出さない

こんなむずかしいものを労働者に出

させる権利が健康保険組合に一体ある

かどうかということ。そしてこれが

記憶違いで間違つておつたら、一体ど

うするかということ。私はこの

前、久留米の国民健康保険もこうい

ことをやつて御注意を申し上げてお

る。そうすると、またあとにこの健康

保険組合が出る。そうしますと、こ

ういうことを一々特高的なやり方を

健康保険組合の会計を全部あなた方

洗つてもらわなければならぬです。

一体それはどういふことなんだ。患者

のかかつたものをこれだけの詳しいア

ンケートを出すならば、全国の健康保

険組合の經理から何から全部開会に出

してもおろ、こういうことをわれ

れは言えるはずなんです。少なくとも

も国の事務費がいつておるのですか

ら。一体こういうことをあなたに許さ

れますか。こんな詳しいことをか

つた患者に、お前は何月何日から何月何

日までこの病氣にかかつておるはず

だ、これを答えなさい。まるつきり入

学試験じゃないですか。指導上どう

ですか。健康保険組合が經理をやる上

の前の監査のときにも医者の家に行つて、医者の貯金が無ければ、私有財産が幾らあるか、どの学校を出たか、こんなものは何で関係があるのです。保険医でないじゃないかというのと同じです。これは「医療制度の形質両面」にわたる合理化問題を検討するため、当組合に、別紙調査の依頼がありました。厚生省及び健保連から依頼があったということが書かれておるのです。もしこれが健保連だけで厚生省がなかったら、明らかに詐称です。しかもこれだけの綿密な調査をあなた方が全然知らないということは考えられない。こういうやり方が日本の医療制度の中なり、日本の社会保険制度の中で、二十世紀の後半に公然として行なわれておるといふならば、われわれは何を言わねやです。午後もう一ぺん質問しますから、もう一回調査なさって、やっておるかやっておるかぬのか——おそらくこれはあなた方がやっておらぬとは言えぬと思う。厚生省と名前が出てるのですから、それは健保連が知らなければ医務局でやりなつた、どこかでおやりになつておるわけですか。しかもこれは健康保険組合の調査ですから、医務局ではできぬはずで、これは健保連の役割が了承してやっておるかどうかなければ、私はこういうことは書けぬはずだと思つたのです。それとも病院管理研究所が何かでやっておるか、しかしそういうところはこういうことをやる権限はあるとは考えられないし、保険局長が全然知らぬというところは私は言わせません。午後まで待ちます。これもお貸ししますから、調査してもらいたいと思つたのです。この質問の答弁ができるまで先の

質問を進められませんか。総合調整の問題で、こういうようにやり方が非常に問題があるやり方でございまして、しかも与党と内閣との間にも意見の一致を見ておりませんし、それからその回答があつて今後の質問を続けたいと思います。

午後零時二十分休憩

午後二時二十一分開議

○永山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○滝井委員 午前中に御質問申し上げました、厚生省及び健康保険組合連合会から、医療制度の形質両面にわたる合理的問題を検討するために調査票の記載依頼が出ておるわけですが、これは厚生省は関知をしていない、こういうことでございまして。しかし厚生省という名前が出ておるので、どういふことか調査をしてくれというお願いをしておたのですが、それに対する御回答をお願いしたいと思つた。

○太宰府委員 午前中の御質問の件につきましてさつそく調査してみた、その結果を御報告いたします。これは健康保険組合連合会から東京及び近辺の五千の健康保険組合の理事長あてに依頼をして出したものでございまして、さつそく聞いてみたのでございまして、前々から二、三の学識経験者に健康保険組合連合会として医療問題についていろいろ委託いたしました、検討していただいておりますので、検討が、たまたまその方々から、患者が病気になる場合に、ある特定の病院を

選んだのはどういふことで選ぶかという点、あるいはお医者さんを変えたという場合にはどういふようなことで変えたかという点について一つ研究してみたい、そこでその調査をしたい。それについては自分たちの名前を貸していただかないか協力もしていただかないか、一つ連合会の名前を貸していただかないかという点でございまして、連合会でもやむを得ないという点で名前をお貸しした、こういうことであります。

それで、調査の目的は、先ほど申し上げましたように、AならA、BならBという理由なのか、自分のうちに近いところにあるいは親切であるとか、いろいろな理由があるであろう、その理由を教えてもらいたい。それからまた医者を替へたという場合には、その医者をどういふわけで変えたかという点、これを調べたいという点であります。そして、そういうようなものを調査するに、それは、それに必要な程度でよろしいという点で、五種類の長期のもの、短期のもの、五種類の長期のもの、十例で、五種類ありますから五十種類の例になる、それを東京近辺の五十種類の組合にお願いをしたいという点で、そのうちどれだけお答えが得られるかどうかという点、これはどのくらい出るか別でございしますが、とにかくそれくらいを依頼した。その依頼の文章は、連合会からは、午前中に御話しのように厚生省からあるいは厚生省の希望によるのか何とかがいう文句は一切入っておりません。要するに調査をしたいから御協力下さいという

お願いいたしますという簡単なあれで、それを受けて各組合が、その傘下の被保険者のうちでそれに該当する病気になる人に対して一つ協力してもらつて書いてくれ、こういうことであつたと思つております。たまたまある組合において、厚生省と健保連からという午前中に御話しになったような間違ったものが出たらしい、こういうことであります。従いまして、それはある特定の組合の理事者の勘違いでありまして、それに○殿へ、××組合からというふうな書き方を、いかにもそれがひな形であるかのようにしておるようですが、これは何らそういうものではないという点が判明いたしましたので、これは学識経験者がいふ点について研究してみたいという点で、これから、それについては自分たちの名前ではそういう調査をしようと思つてもなかなか協力が得られぬというので、連合会の名前を貸してくれということを出したわけでありまして、調査の内容はいろいろありますが、大体ざつと見たところでは、学歴とか職種とか、まだいろいろあるようでございまして、格別それによつて医療機関と被保険者の間をどうしようかという意図は毛頭ないようにも考えられます。私も心配のようなどことはないというふうにか、考える次第でございまして。

○滝井委員 今の答弁の中でもわからぬ点がたくさんあるのです。まず第一に、健保連の名前を貸したということですが、そうすると健保連が調査をやる主体ではないのですか。

○太宰府委員 ただいま私が申し上げ

ました経緯は、むしろさつそくばらんに申し上げた方がよろしかろうというので申し上げたのでありますが、依頼状を出したのは健保連の会長の名前で出したことは事実であります。

○滝井委員 そうしますと、調査の主体は健康保険組合連合会であつて、分析するのは学者が自由に分析をせられるので、医療制度の形質両面にわたる合理的な問題を検討するために調査を依頼した主体は健康保険組合連合会、これは間違いないでしょうね。こういう問題は、今局長さんはさつそくばらんと申しましたが、さつそくばらんに一つ言つてもらいたいと思つたのです。連合会なら連合会、はつきり言つてもらいたいと思つた。

○太宰府委員 先ほど申し上げましたように、実態は健保連で研究をいろいろ前からお願いしている学者の方々が、自分のためにしたいということでありまして。しかしこの依頼票自体は健保連の名前になつております。

○滝井委員 学者に医療制度の形質両面にわたる合理的な調査を依頼しておるのには健保連ですから、主体は健保連と確認して差しつかえありませんね。調査の主体は健保連だとして差しつかえありませんか。そこをはつきりして下さい。

○太宰府委員 調査の主体はむしろ学者の方だろうと思つた。こういう調査については、これは学者の方々が自分の考えで、こういうものを今度調べてみたいということでありまして。従いまして、実質の主体はだれかと言われたら、むしろこの学者の方々であらう。

そういう方々に医療制度について御研究をいろいろお願いしたということ、健康保険でございませうけれども、その調査自体の主体的主体は、私は学者の方だと考える方が自然だと思えます。

○滝井委員 それならば学者の名前を書いた方がいいのです。学者の名前ならばわれわれは文句はないのです。健康保険組合連合会の名前が出ておるところに問題があるのです。学者の名前ならばいいんです。それは末高先生がおやりになる。あるいは中鉢先生がおやりになる。佐口先生がおやりになる。これならばいい。社会保険学者がおやりになるならば全面的に御協力してもかまわないのです。ところが健康保険組合といういわば一つの権限を持つておる組合が、しかも国家から補助金をもらっておる組合がこういふことをやるとなると問題がある。それをあくまでも学者が主体でおやりになるといふならば、学者の名前を堂々とお出しになったらいい。そういうことが自由に許されるのです。学者がやるものを健康保険組合の名前を使ってやっているとすれば、われわれ国会議員の調査も、これから健康保険組合の名前を使ってやってもいいのです。だから、あくまでもこの調査というものは健康保険組合連合会が主体でしよう。健康保険組合連合会の経費が出ておるのでしよう。どうですか。これは健康保険組合の経費は出ていないのですか。

○太宰府委員 先ほど申し上げたことで大体おわかりいただけだと思うのです。実質の主体について、こういう調査をしたいということ、それがそれをねらっているかといえ、これは学者の方であります。健康保険組合自体としては、先ほど申し上げましたように、自分たちの名前前で組合に頼んでもなかなか思ったほどのデータも集まらないから、健康保険組合の名前で出してこれと言われたから出した、出したということだけをとらえれば、健康保険組合が出したということにも相なりましようが、実質は先ほど申し上げたことで御了承いただけるかと思えます。ただしその経費自体は委託費でございますから、健康保険組合連合会を出しているわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、局長のようない方は成り立たないのです。経費は健康保険組合が出した、実質的な調査は学者に委託しておるといふならば、健康保険組合連合会じゃないですか。厚生省が金を出して学者にやったら、その調査の主体は厚生省でしよう。そういう場合、それを学者と言えませんか。委託をしておるのです。学者は下請をやっておるだけじゃないですか。学者が自分が主体でやっておるならば、経費を自分が出してやる。学者がその結果を健康保険組合連合会に持つてくる、そうすると、健康保険組合連合会じゃないですか。それからもう一つお尋ねします。これは厚生省は全然関係がありません。今の御答弁でないとするならば、厚生省という文字を全部消してもらいたい。厚生省は関知していないといふならば、こういう書類が出ておるから、厚生省の名前を全部消してくれ、そうして厚生省の名前を書いている書類は全部撤回して下さい。よろしいですか。それはできるでしょうね。

○太宰府委員 健康保険組合連合会が学者の方々に特に今度の調査を依頼する、あるいはそれを中心とするあれを具体的に依頼するということであります。またそこに問題も出ようかと思いますが、私も聞いておるところでは、とにかくそういう方が、社会保険ではいろいろな点がまだ研究不十分な点があるので、二、三の学者の方々にそういう方面でプラスになるようなことを一つ自由に御研究いただきたい。その経費はそこはくかもしれないが、自分の方で持ちましようということとは事実であります。従いましてこういうテーマを選んで調査したいということ、健康保険組合連合会が特に考えてやったことではないので、その学者の方々が自分の研究や何かで、この面を一つ調査してみたいということとをそれぞれやりたい、それをやるにどうも自分の名前では都合が悪いから、健康保険組合の名を貸してくれということとでございます。従いましてそこには健康保険組合自体がこういうことを調査したいということとで動いた場合は、ニュアンスが違ふということをお断りしたわけでありました。

それから厚生省が関知してなければ撤回する云々というのは、これはある組合だけのことでございまして、従いましてその組合だけの問題であると思ひます。これは健康保険でもそこに注意して直さないとやっておりますから、私の方もそれはぜひそうしてくれ、厚生省は関知していないのだというところでございまして。

○滝井委員 学者が調査をしたいというところで健康保険組合連合会という名前を軽々に貸しますか。しかも経費を出しておるんじゃないですか。経費を出しておるなら自分のところで調査を委託しておるから、自分の名前を使うことは当然です。そういう言いのがれをするのは許されぬと思う。この場合はこれは堂々と、やったならやった組合を一つ言つて下さい。もしあなたが今のような答弁なら私は委員長に要求して、次会に健康保険の安田会長をここに呼んでもらいたい。きょうでもかまわぬ、呼んでもらうて是非曲直を明らかにする必要がある。こういう労働政策的なものを健康保険組合連合会がやるとすれば、僕らは健康保険組合の会計を全部洗わなければならぬ。同時にこれはあとの参考のために、局長にはあとで要求しますが、健康保険組合の収支決算、それから財産、これらのものを一つ全部出してもらいたい。この調査のいつている五十組合の財産と決算、昭和二十七年、八年ころからこち、健康保険法の改正されたこち全部出していただきたい。こういう綿密な調査を労働者にやるからには、当然国会としては補助金を出しておるから要求する権限があります。五十の組合のこれらの患者の調査をやるに於いて、組合の決算書と予算書、それから所有する財産、これを全部明細書をつけて、具体的にどこに何療養所を持つておるといふことを全部出していただきたい。

それから、ことしの健康保険組合連合会の予算の中から学者に委託する経費というものはどういう形で出ておるか、それをつまびらかにしてもらいたい。これを要求しておきます。そして委員長にお願いしますが、できればこの問題に関連して安田連合会会長を呼んでもらいたい。これは重大な問題ですから。あとでこれは理事会に諮つてもらつて、ぜひ一つ要求してもらいたいと思ひます。

それから次に局長にお尋ねします。が、特定の人を名ざしてこれはやっておるわけですか。今あなたの御説明では、一つの組合に五十人くらいである、こういうことなんです。そうしますと、そこに虫垂炎とか扁桃腺炎、ひょうそう、関節リウマチ、高血圧、これらの五つの病気に於いて、一組合五十人ずつ出しておるわけですね。学者がやるのに、特に五十人というものは体のいい一種の監査です。患者の実態調査です、ある意味では……これは幾ら抗弁したって患者の調査です。これは監査をやるのと同じです。患者の実態調査をやるのと同じです。そして不正があればすぐ監査だ、こういふわけですね。名前にはなるほど学者に委託をしてやっておるのであるが、こういう点については今のような時期に、医療制度の根本的な調査をやるうといふときに、もう少し慎重にやらなければならぬ。やるなら堂々と学者の名前を出してやったらいい。これは今後必要だからよろしく頼む、堂々と学者の名前でやったらいいのです。それをしなから健康保険組合連合会の名前を使い、健康保険組合の理事者の中で、厚生省の名前を添つてかたるなんていう、こういう理事者がおることは、すでに社会保険に対する認識を欠いておるのです。役所の名前を使わなければならぬという、こういう事大主義の理

良心的なものは書けない。そうするとまじめな工員は、こういうものが名ざしでくると良心的になるから、医者に持っていくって、先生のところへいつからいつまでかかりましたか、ちょっと教えて下さい」ということになる。君は何に書くんだ。実はこんなものが会社からきまして、これを書かぬで成績に關係してはいかぬから書きたいと思ひます。見せてくれ。先生が見てマルがつけられるところだけつけて下さい。そうか、おれのところは不親切だから書かぬといわれると困るので書くと言ふ。それなら先生マルをつけて下さい。そういう例を私は知っているので、こういうことをやれば、それは一体どういうことになるか。結局保険者と医療担当者、保険者と患者の不信任感を増すばかりです。これをやるならば堂々とやるべきだ。厚生省が名前を貸していないものを、厚生省の名前を貸したりするような保険組合自体、その理事長が認識不足ですよ。あなたが言われるように厚生省の名前を貸していないということならば、厚生省の名前を使ったこの健康保険組合はけしかりぬです。そういう健康保険組合の理

事長が、もし健康保険行政をやっているとすれば、これは失格です。だからそういう点を私は安田会長に尋ねたい。連合会でそういう医療制度のことをやりたいなら、堂々と厚生省にも相談しておやりになったらいいのです。あるいは療養担当者の団体にも、これをやりますぞ、だから協力してくれたいと、堂々とやったらいい。こういうふうにごそごそやるから痛くもない腹をさぐられる。それは監査には関係ない、労務管理に関係ないと言ったって、わ

れわれの方から見れば疑いを持たれる。疑いを持たれたら損でしょう。だから、きょうはこれ以上言いませんが、私はさしづい言いました所信を貫きますから、これを配付している五十の組合のものを下して下さい。お願いしておきます。これは日雇労働者健康保険にも重大な関係があります。総合調整の問題で質問しているのですから、それが出てくるまでは私は質問しませんよ。社会党は質問しませんよ。お願いしておきます。

○大蔵政府委員 この依頼をいたしました趣旨はなかなか信用できぬとおっしゃいますが、まさに私の申し上げた通りでございますので、これは御信用いただきたいと思ひます。それから組合自体は、先ほど申し上げましたように会社とは別個でございますし、組合としては被保険者と一緒になつて組合ができておるわけでありまして、そこで調べようということでありまして、被保険者の方も、そういうような趣旨であればけっこうだということであろうなものと私も思ひますのであります。たまたまある一つの組合が勘違いをして、そういう役所の名前を使ったので、私どもは迷惑をこうむつておるわけでありまして、それは先ほど答弁したように私の方から注意いたします。今この組合かというところは調べないかわかりませんが、調べて注意いたします。そういうことはなほ迷惑でありますから注意いたします。しかし先ほどのそういう組合の収支予算、決算なんかは、これは出してよろしくございしますが、やはり過去何年間のこととなりますれば、期間をかりしていただかなければならぬ

と思ひますが、その間こちらの審議をストップするということは、どうか了承していただきたいと思ひます。

○滝井委員 出せるところでございす。まず近いもので出せぬはずはないです。もしあなた方が出せぬというなら監督不行き届きです。健康保険組合の監査はおやりになつておるでしょう、保険局としては。だから決算書というものは必ずあるはずですよ。だからあるやつを印刷に回したらすぐできるはずですね。そんな膨大なものではないはずですよ。だからそれは言ひのたれであつて、しろうとならごまかせるが、絶対私にこまかせませんよ。だからそれをぜひ一つ出してもらいたい。これは総合調整の重大な問題ですよ。医療制度に關係する重大な問題です。ですからぜひ出してもらいたいと思ひます。これで質問をやめます。

○永山委員長 厚生關係の基本施策に關する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。大原君。

○大原委員 先般の委員会で小林委員から、生活保護を中心といたします低所得者の問題につきまして質問があったのですが、私もさらに、若干重複する点があると思ひますが、質問申し上げます。

生活保護の基準を引き上げるとか、あるいは運営を適正化する、こういうふうな問題につきましては、今日までたびたび論議をされてきたところでありまして、私も、私どもは、基本的に所得倍増とか月給二倍とかいうことを政府はたび重ねて主張されておる、あるいは貧乏を追放するというこ

とを言われておるわけですが、実際に、政策の上において国民の生活水準を引き上げていくことに影響がある問題は、何と云つても生活保護の基準と、それからもう一つは、国が社会保障の一つとしてやつておるところの失業対策事業の賃金水準が非常に大きな実質的な影響を持つておると思ひます。そこで十年一日のごとくとはいひませんが、本年は若干の引き上げがなされたけれども、厚生省といつては、基本的に大体どう引き上げについて、基本的に大体どういふふうに意見をまとめられておるか。きょうは大蔵省の主計官の方で出席しておりますので、まずその点を最初一つ御質問を申し上げたいと思ひます。

○高田(正)政府委員 生活保護の基準につきましては、基本的にどういふ考え方をしておるかという御質問でございます。あるいは御質問に私お答えすることになるかなと思ひますが、疑義を持つておりますが、私も思ひます。生活保護法の基準というものは、まず物価が高くなればその物価に応じてやはり引き上げていかなければならぬ。これはごく普通のことであるかと思ひます。

それからその次に、これはいろいろ論議のあるところでございますが、国民の生活水準といふ場合は、消費水準が高まつていきました場合に、それに比例してというわけにございませうけれども、やはり生活保護基準の中で予定されております生活水準といふふうなものをできるだけ引き上げて参りたい、かような考え方をいたしておるわけでございます。あとの点につき

ましては、いろいろ論議のあるところでございますけれども、私どもの考え方をいたしますのは、やはりきょうの考え方をいたしておるわけでございます。

従つて過去におきまして、生活保護法が施行されてから十数回の改正で引き上げをやつておるわけでありまして、終戦当時のインフレーションの非常に進みました時代には、物価に比例して上げるというふうな意味合いも含めて、非常にたびたびやつております。こしはしばらく前の、大體経済状態が安定をいたしましたから、その四月一日から御存じのように、生活扶助だけで申しますと、三・二%ございまして、引き上げた本年の四月一日から約三%の引き上げをいたすという予定にして、ただいま御審議願つておるわけでありまして、二年続けてやりますことは、最近のあれといたしましてはあまりない例でございます。大體基本的に、きょうの考え方をいたしております。

なお、今後の問題といたしましては、私も、国民の消費水準なり――その前に物価が一番問題でございますが、物価なり消費水準なりの動きを十分よく見まして、そうしてかりにこれ以上が上つていくというのであれば、できるだけそれに即応した基準の改訂というものを今後も努力をいたしたい、かように考へておるわけであり

す。

○大原委員 こしは厚生省の方は大蔵省にだけ保護基準の引き上げを要求いたしましたか。それで要求をさういふふうにする際には、これは憲

法第二十五条によつて生存権を保障されておるのですから、国民生活水準をたとへば十年後に倍に引き上げようという場合には、確実の一つの政治的な目安を持ちながら、あるいは機動的、制度的な裏づけを持ちながら、生活保護の基準を引き上げていく、こういう政府の政治的な意図が制度的、機動的にも保障されなければならぬと思ひます。

単に大蔵省との力関係で、圧力団体がないから最後にはふつ飛んでいくような、そういうことじゃないかと思ひます。そういうことじゃないかと思ひます。革新とか貿易、為替の自由化とか、そういうふうな国際的な日本経済が荒波にもまれるときに、やはり弱いところ

にすつとしわが寄つてくるわけですからその最低限の政治的面において制度的に、機動的に保障するという、そういう一つの政治のやり方というものがなければ、私はやっぱりこれは置きざりになるのじゃないかと思ひます。大蔵省に対してどういふ根拠で、

○高田(正)政府委員 大蔵省に對しまして私どもが要求をいたしましたのは、おおむね六%強の引き上げであつたと記憶しております。その根拠を示せということでございしますが、一口に申しまして、先ほど申し上げました生活水準が若干上がったという、もう少し生活水準を上げたというところ、それからそれより以上に大きな要素をなしましたものは、御存じの国民の榮養所要量が改訂になったのでございす。この新しい年令別の榮養所要量に即応いたしましたので、飲食物の方を増したり、こういうふうなのが大きな中身であります。それで今回御審議

を願っておりまする予算に盛り込まれておりますのは、今の栄養所要量の方は、その通りまるまる見られておるわけでございませう。生活水準をもう少し上げたいという点につきまして、いろいろ意見を交換いたしまして、今日の段階においては、この程度というところに両者の意見が一致をしまして、御審議をいただいております。御形で三%の引き上げというところに落ち着いたわけでありませう。私もこれで十分満足をしておるというわけのものでもございませうけれども、しかし今日の現状からいたして、従来あまりやっておりませんでした内容の改訂を若干は含んでおりますので、これをもってやむを得ざるもの、かように考えておるわけでございます。

○大原委員 大蔵省の方はどういう見解で御査定になりましたか。ちょっと答弁を下さい。

○岩尾説明員 ただいま局長から御答弁がありましたが、御要求があつたわけでございませうが、特に生活保護というわけではございませうけれども、予算の要求というものは、各省とも、全体の財源あるいは昨年度の予算という点にあまり考慮をお払いになりませう、かなり大きな要求が毎年出るわけでございませう。厚生省にしましても、大体昨年の倍程度の予算要求が出ておったと思ひます。そういう状況でございまして、われわれもいたしまして、この内容につきまして、できるだけ良識的に判断できる程度の検討を加えなければいけないということ、今お話がございましたように、単価補正につきましては三十四年度に大体

三%程度の単価補正をやっております。そこで三十五年度におきましては、栄養量の改善に沿ひ、単価補正という点は三十四年度にかなり見ておりますので、それ以外に内容改善というところまでできるだけ見たいということ、若干の内容改善を、財源が許す限り見よう、こういうことでやっております。

○大原委員 総論的な質問はできるだけ簡単にいたしますけれども、私は次官にお尋ねしたいのですが、今申し上げましたように、所得の倍増計画というのを岸内閣はやっておるわけですが、これは倍増論というのは池田通産大臣、これは非常に具体的ですがね。そういたしますと、社会保障で特に生活保護の水準を引き上げていくということ、雇用政策あるいは雇つた場合の賃金保障、最低賃金制度というものと、総合的にやはり密接な関連があると思ふので、すけれども、しかし何と云つても生活保護基準というのが国民生活水準の一つの基準になっておるわけですから、それについては、今栄養の問題について、あるいは消費水準の問題について、いろいろ検討した、こういうふうな言われるのだけれども、そういうことでは抽象的であつて、最後には力関係になつてしまつて、大蔵省の中にいってもそれを主張しようと思つても主張できない、政府全体の考えがそういうことになつていない、そういうこととて、私はやはり国民生活水準の引き上げというものは、貧乏追放と同じように、途中で消えてなくなつてしまふ、先ほど申し上げたように、国際的なきびしい経済の荒波の中に入つていきましたら、弱いところにしわが寄つ

てくる、そういう点についてはやはり科学的な客観的な制度的な機構的な保障の制度をつつて、当委員会、審議会その他拘束性のあるものにして、実態調査を国の責任においてやつて、エンゲル係数やカロリーの計算その他について、お聞きしたいけれども、そういう根拠は私は大してないと思うから聞きませんが、そういうことについて、基本的にやはり考えてやるべきじゃないか、これは一つ政務次官の方から御答弁いただきたいと思ひます。

○内藤政府委員 ごもつともでございます。政府といたしましては非常に科学的に考えてやつておるつもりでございます。さらに委員会とか審議会と云うようなものを作りましても直ちに効果が現われるかどうか、これは大へん疑問で、ことに社会制度審議会というものがあつて、あるいはまた必要に応じて厚生大臣の諮問機関であります社会福祉の審議会というものがございまして、その中には生活保護専門分科会というものもございまして、こういう方面を利用して意見を十分尊重すれば、あるいは目標に達するのではないかとわれわれは考えておる次第であります。

○大原委員 それでは非常に不満足な感じが、私が申し上げておるの、やはり生活水準あるいはエンゲル係数その他実際に生活保護者がどういふ生活をしておるかという実態に即しながら最低を引き上げていくような、そういう客観的な一つの慣行なりきまりを作つてもらう、そういうことについて政府全体が努力しなければ、弱いところにしわが寄るといふ弱肉強食の政治というものは決して改まってこないと思ふ。もう少し審議会を作るといふようなことについて、私は形式的なことは申しませんけれども、そういう点については考えていかなければ社会保障は前進しないと思ふのです。だからそういうことを制度的に、機構的に、というところは、そういう資料が出てきたら、そういう政治の目標に向かってそういうことがちゃんと出て、これだけは大蔵省においても優先的にやるのだという方針でなければ、いつまでたつてもこの制度はよくならないで、貧乏がたまっていく。私が社会局長にお尋ねしたい点は、最近生活保護者がそれからどういふふうな脱却しておるかということ、生活保護者の中から立ち上がつて、ちゃんと自分で自立計画を立てておるといふ人がどういふ割合になつておるか、その数字上の裏づけがあれば御説明願ひたいと思ひます。

○高田(正)政府委員 生活保護を受けておる方の中で、たとえば老人の單身世帯でありますとか、あるいは長期にわたつて病氣をしておる方でありませうとか、そういうふうな本質的に稼働能力なり何なりハンデキャップがありまして、非常に焦げついて長期にわたつて保護を受けておる人もあります。しかし生活保護法を受けておつて、そういう保護を受けないで済むやうになるという世帯もたくさんあるわけでございます。従ひましてその数字がどういふふうな動態になつておるかというのを私は今記憶をいたしておりませうけれども、その家庭の状態にかえていけば生活保護法より以上の生活に更正をしていられる方々も相当多数あるわけでございます。具体的に

いう例があるかということでございます。取り調べた上で御報告をいたしたいと思ひますが、概括的に申し上げます。○大原委員 私も申し上げたい点は、現在の生活保護基準が非常にきびしい。一方、当然生存権を保障する憲法の趣旨に従つていろいろ問題点があり、そういう場合に、若干改善されている面もあるけれども、そうした運営の面において、法律を実施する面において考える面がたくさんあるんじゃないか、これから私それを逐次申し上げますから、これについて考え方をお答えいただきたい。

救貧政策とかいって、貧乏に突き落として、そしてそれを救ひ上げるのだ、こういう態勢の中で悪循環しているのが今の生活保護の制度だと思ふ。ほんとうに貧乏を予防する防貧政策、こういう面から法律全体を弾力性を持つて運営していきながら、法律の予算は、これは義務的な支出でございますから、おそろく全部がそうだと思いますから、そういう面について足りない点は、大蔵省は十分理解して補つていく、こういう点で、基本的には保護基準を上げるといふことを私も思ひました。たとえば勤労控除については、三級地が七百五十円となつております。局長どうですか。

○高田(正)政府委員 勤労控除は基礎控除、特別控除がございまして、いわゆる基礎控除、毎月控除をしていくというものにつきましては、現在月千三百円の範囲内で、職業によりましていろいろな区別がございませう。職種別

にまた地域別にこれをきめておるわけ
でございす。今七百五十円という金
額をお示しになりましたが、今のよう
なきめ方をいたしましたので、
地域によりまして職種によりまして、
その月額が変わってくるわけござい
ます。なお特別控除といまして、年
末あたりにいろいろな臨時の賞与等
を勤労者におきましてはもらわれるよ
うな場合のことを考えておるわけ
ございす。さような場合には、年間
を通じて六千円の範囲内で職種別
にあるいは地域別に、それぞれの額を
きめておるわけございす。なおこ
の千三百円、六千円という金額につ
きましては、これを若干引き上げたい
という予定で目下検討を加えておりま
す。最終的な結論はまだ得ておりませ
ん。なお勤労控除に関連いたしまし
て、従来は認めておりませんでした、
新たに就職した場合、しばらくの間は
ある程度勤労控除を認めるというふう
な制度をも考えて参りたい、かような
つもりで目下検討をいたしておりま
す。これも最終的に金額等につきまし
ては、まだ結論を出しておりませんけ
れども、さような心組みを持っておる
わけございす。

○大原委員 今具体的な検討をしてお
る問題について御説明があったのです
が、たとえば盆とかあるいは正月なん
かに、四千円なら四千円の範囲内はよ
ろしいとか、そういうようなことで
は、実際に盆や正月を送っていいけ
ない。だからそれが借金になったりい
ろいろな形の赤字になったり、あるいは
生活費を切りつめたりして、これまた
再起する力を失わせる。あるいは娘が
中学を出ると、今の話と関連するけれ

ども、これを収入の認定の中に入れ
る。生活保護は世帯主義をとってお
るけれども、ただ就職をしたその当分の
間は若干の考慮をするというのでなし
に、そういう娘さんとか、中学を卒業
いたした男の子にいたしましては
そうでありましたが、ひとり立ちをして
いく際には、その人には人権があるの
だから結婚もしなければならぬし、
あるいは娘さんだつたらお化粧もしな
ければならぬから、だから生活費を入
れると言つたて、そういうことを計
算するのは無理なわけだ。だから親
の場合は夫婦を一つの単位として考
えるのはよろしいけれども、やはりも
う少し弾力性を持たせて、結婚の場合
はどうするか、あるいは就職の場合
にはどうするか、あるいは中学校を出
て自立しようというような場合にはどう
いう控除の措置をとるか、やはりこ
れから立ち上がるといふ場合における
生活保護費の認定というものをもう少
し緩和することを私は考えるべきじゃ
ないかと思うのです。そういうこと
について、さらに考えていかないと、貧
乏になつたら、生活保護世帯になつた
らいつまでも浮かばれない、こういう
ことになると思はるのです。田中社
会部長だつて賛成だと言つておるじゃ
ないですか。党の方が賛成だと言つて
おるのですよ。とにかく貧乏、生活保
護へ突き落としたり、何でもかんで
も、たんのすの底まで、ごみまでさら
ていく、そういうことであつてはいけ
ないと思う。それはだんだん改まつて
おるけれども……

それでは私は具体的にお尋ねいたし
ますけれども、社会局長、特別控除の
金額を引き上げるとか、あるいは就職

の際に考えるとか、そういう問題につ
いてお考えの御様子だけれども、いつ
ごろまでに、大体どのくらいを目標に
してやつておられるか、こういうこと
を一つ尋ねてみたいと思ひます。
○高田(正)政府委員 時期はごく最近
のうちにきめたいと思つております。
できれば四月一日から実施ができるよ
うに、それまでにきめたい、かように
考えております。四月一日から実施が
できまするような時期に取り行ないた
い、決定をいたしたいと考えておるわ
けであります。金額その他につきまし
ては、まだ検討中でございますので、こ
の席で私から申し上げることは適当で
はなからう、かように考えます。い
れにいたしまして、その金額がえら
い、二倍になるとか三倍になるとか、
さようなことは私どもとてもできるこ
とではない、若干引き上げたい、かよ
うな考えをいたしておるわけでありま
す。

○大原委員 これは政務次官に御答弁
いたしたいのですが、たとえば中学
校を出た男の子がだんだん自立してい
く、あるいは娘さんが結婚の準備をす
る、そのために就職すると、今まで中
学生の子供があつた者は三千円引い
てしまふわけですね。そういうことは、
やはり実情にそぐわないわけだ。娘
とかあるいはむしろこの人権を否定する
ことになる。憲法二十五条の精神か
らいって、私はこれはいけないと思つ
てます。普通の子供でしたら、卒業して
ひとり立ちしても、自分で生きていく
だけでも足らないのですよ。だからそ
ういうことから考えてみまして、その
金額とかあるいは運営について、自民
党の方も賛成だと言われるのですか

ら、党も含めて一つ具体的に御努力を
いたしたいと思ひますが、次官の御
所信をお伺いしたいと思ひます。
○内藤(隆)政府委員 御趣旨ごもつ
ともでありまして、そういうように一つ
努力をいたしたいと思ひます。
○大原委員 一時扶助でございすけ
れども、たとえば家屋の補修の場合、
雨漏りその他で年一万二千円くらいの
範囲内で考えているのですが、そうい
う場合を考えてみますと、都会におい
て家賃が高いということ、あるいはそ
ういう支出が多くなつて、それが生計
費、食費等に入つていくということ、
これは考えてみましたら家賃の負担と
いうのが非常に大きな負担になつてお
る。家屋の補修費もその一部でござい
ますけれども、そういう際にはやは
り、ある一定の限度までは限界を引く
ことはあると思ふけれども、家賃やあ
るいは家屋の一部の補修というよう
な場合にはそういう予算単価で切つてし
まわれないで、ある常識的な限界という
ものはあるかもしれないが、その妥当な
実費を補償するようにしないと、物理
的に食費の中に食い込んでしまふ。そ
れがやはり立ち上がりを非常にそこな
う、生活保護自体の趣旨というものが
非常にそこなわれてくる、こう思ふの
ですけれども、そういう点につきまし
て、家賃あるいは家屋の補修等につ
いて実費を補償するというような方向
で——無制限の実費の補償ということ
はできないけれども、常識的な基準を
設けて実費を補償するというような方
向で一時扶助の問題を運営してもら
いたいと思ふが、いかがですか。
○高田(正)政府委員 家屋補修の問題
につきましては、私正確に金額を記憶

いたしません、確かに一定の基準の
範囲内で認めておるわけござい
ます。ただその範囲内でおちつかない場
合には、どうしてもできないというふ
うな場合で、しかも万やむを得ない場
合におきましては、厚生省まで協議を
いたしますれば、その実費を出して差
し上げられるという道も開かれてお
るわけございす。ただ家屋補修とい
うようなことになりましたと、これはな
かなか今日の時期に家屋を補修すれ
ば、ことによると何万円も何十万円も
かかるわけございす。その程度は
あくまでも最低限度の生活を営む上
において万やむを得ないという程度で物
事を考えていかなければならないこと
は当然であると思ふのであります。

なおまた家賃の方でございすが、
今回の予算で住宅扶助の基準につ
きましては——それがすなわち家賃に当
たるわけでございすが、引き上げを
いたしませんでございまして、出産扶助
とか葬祭扶助につきましては、これは
パーセンテージにいたしますと相当大
幅な基準の引き上げをやりまして、
住宅扶助はそのままで実は据え置くこ
とになつておるわけございす。た
だこれは将来地代家賃統制令等が改正
になり、あるいは変更が加えられると
いうふうなことがかりに行なわれると
いたしますならば、その時期におい
て何らかの措置を考えたい、かように
考えておるわけございす。

○大原委員 たとえば一時扶助の中
で寝具とか衣料とかいふものがありま
すが、寝具の例をとつてみますと、二
人で一組ということになつてゐる。そ
ういう一つの内規がありまして、私
は一応生活扶助の一時扶助としてはいい

と思うのです。しかしたとえば炭鉱地帯なんかで、五人家族があつても一組くらいしか渡らないというのです。もう全部すつてゐてゐるに板張りの中に寝てゐるようなときに、生活扶助を適用して、そういう規定があつても五人家族に一組くらいしか渡らないというふうな事実があるのですか。

○高田(正)政府委員 すべて生活保護法の基準というものは、これは非常に世帯数も多いし、世帯の状況も非常に違ひますので、その基準の範囲内でその世帯に実際に必要なものだけという運用をいたしておるのでございまして、これはまた当然なあれであらうかと思ひます。扶助を受けておる世帯に二人に一組ずつのふとんを一齊に買いかえて新しくしてあげるというふうな画一的なものじゃないわけでございます。その家庭のふとんの状況を見て、そうしてとてもこれでは過ごせない、これだけ補充すればいい、こういうことでケース・バイ・ケースで決定をいたしていくべき筋合いのものでございまして、またさうな運用をいたしております。従つて基準がこうなつておるから全部画一的にそうなるのだというわけのものではないでございます。その点は一時扶助なりあるいはその他の扶助におきましても、基準以下で済む場合には基準以下でいく、こういうことになるわけでございます。従つてもしきような場合を想定いたすとすれば、今御指摘のような場合も起こり得るかと思ひます。これはそのケースを具体的に調べて判断をいたすべき問題だと考えます。

○大原委員 こういうように具体的に調べてねえいします。炭鉱地帯とかその

他失業の多発している地域で、急速に生活の状況が変わつておるのです。これについては政府もいろいろ施策をやつておるわけですが、そういう場合に生活保護を適用する際に、五人の家族のところが、敷ふとんもない、一枚のふとんしか入つてない、こういう状況で寝てゐるという実情の場合に、二人に一組という基準に従つてそういうふうな寝具の支給をすることはできないのか、これを私は具体的に一つ質問をいたします。一枚しかないのですよ。あるいは敷ふとんはないのですよ。あるいは一枚で、それ

からだを半分くらいはみ出して寝てゐる。そういう状況のときにこの基準は適用がないのかどうか。実際には金がないから出さぬというんだけど、ね。

○高田(正)政府委員 五人に一枚というふうなことであれば、これは当然それだけをお聞きすれば一時扶助の対象に該当すると私は思ひます。

○大原委員 そうした場合に、第一線のケース・ワーカーなり本人がそういうふうな申請すればよろしいのですか。生活保護は申請主義だろなければ、そういうふうな申請すれば出るのですか。

○高田(正)政府委員 扶助の決定をいたすのは第一線の福祉事務所長でございます。福祉事務所長が必要なりと決定をいたしますれば、当然出るわけでございます。

○大原委員 その場合には府県なら府県の予算のワケは拘束を受けませんね。

○高田(正)政府委員 一時扶助の運用につきましては、たとえば今の寝具の問題でも、それから家屋修繕等の問題

におきましても、各府県、それから各福祉事務所を取り扱いが非常に区々にわたりますと非常に不公平が生じるわけでございます。従つて私どもの方に

おきましては、そういうばらつきを避ける意味におきまして、一応の目安として、おおよそお前の府県はいつからいつまではこのくらいの金額というワケを与えております。しかしそれでおさまらない、実情は今御指摘のようなケースであるということになりますれば、これは当然そのワケを広げてやらなければならぬという問題が起こるわけでございます。その場合には私どもとしては十分考慮いたしたい。ただし御指摘のような顕著な場合で、何となくみんながやかましく言うから、一齊に炭鉱地帯の生活扶助家庭にはふとんを全部新しくやるのだ、かようなやり方では、私どもの方は追加を出さな

いつもりでおります。

○大原委員 それで一時扶助の金が足りなくなつたら、義務費だから大蔵省の方から出るでしょう。

○高田(正)政府委員 これは一時扶助とか医療扶助とか生活扶助とか、そういう区別はないのでありまして、保護法の金はいわゆる法律上の義務費という形になっております。八割という国の負担分は、さうな取り扱いになつておりますので、かりに予算に不足を来した場合には、それぞれの手続を踏んで追加をいたす、こういうことになるわけでありまして、ただ一時扶助の金が足りません、あるいは片一方

で余るといふこともございまして、一時扶助の金は余つても他の扶助において足りなくなる、こういうふうな場合もありまうので、保護費総体といたし

ましては、今私が申しましたように、義務費という取り扱いに相なつておりますから、概括的に申せば、別に手続を踏んで、あとで地方に迷惑をかけるような措置は講じ得ることになつております。

○大原委員 これは働く意思があつても働く場所がないとか——これは戦前の生活保護とは違ひます。それから働く能力を持てない、こういう人に対して生活保護や所得保障があるわけですから、最低生活を保障するといふ意味においてそれは当然だと存じますが、これは実際には大蔵省の方から医療扶助等につきましては、追加いたしておることもあるでしょうが、大蔵省の方が予算のワケをきめて、あなたの方で厚生省のワケをきめて、ずつとそれが下へいくものだから、第一線のケース・ワーカーはそれを押しつけ

るということになつて、実際は出すべき金が出ないということになつて、さうして立ち上がりもできないればジリ貧になつていく。こういうことは、私

は一つの大きな機構の中で動いていく場合には、さうだと思ふのですが、今社会局長が言われたような趣旨を生かすためには、やたらに奪ひ合うといふことではなく、実態に即しながら必要なものを確実に迅速に出していく、こ

うことをやることによって、現在法律の範囲においても、非常にその水準は低いと思ひますけれども、や

つては御了解になつておりますか。

○若尾説明員 先ほど社会局長からお答えいただきましたように、これはいわば予算上の言葉で申しますと義務費でありまして、使つたもののうちの八

割というものは国があとで清算する、こういうことに相なります。本年もこの前御審議をいただきました第二次補正予算におきまして、三十四年度分の不足見込額というものを生活扶助の中に入れて、これは予想的な数字でございまして、補正いたしてあります。さらに三十四年度の結果が不足であれば、三十五年度において清算をするといふことになるわけでありま

す。

○大原委員 生活扶助といふのは、立ち上がり資金です。これを増額して、そして自分で内職の道具を買ふとか、そういう場合には立ち上がれるような、そういう予算上の窓口を開いておくことが必要だと思ふのですが、そしてこれはさらに増額をすることが必要だと思ひますが、本年度の予算と、あるいは政府のお考えはいかがですか。

○高田(正)政府委員 生活扶助の一件当たりの基準は、一万二千元以内といふことで運用いたしておるわけでありま

す。この一万二千元という金額が少くないじゃないか、もう少し引き上げた

らどうか、こういうふうな御意見だろ

うと思ひますが、ごもっともな御意見だと思ひます。ただ御存じのように、かような問題につきましては別途世帯更生資金とか、それから母子福祉資金貸付とか、さうなちやうど生活保護法の生業扶助に当たるような別な制度がございまして、しかもこれにおきましては、相当な限度まで貸し付けし得る、しかも非常に長期、低利の金を貸し付けし得るという制度がございまして、これが相当活発に動いておりますので、それらの制度とも見合ひまして、生活保護法の中におきましては、ほんとうにミシシを習ひに六カ月通う

とか、あるいは何か職につく場合に小ぎれいな洋服の一着も作るとか、そういうようなごく手近な方途に出て、しかもこの程度でまかない得るものを一つこの対象に拾って、こう、こういうふうな運用をいたしておるわけでありす。これが運用につきましましていろいろ御意見もあらうかと思いますが、しかしとにかく生活保護法で何もかもやってしまふというふうな考えなくとも、別にさような制度がある場合には、それらもあわせて世帯更生というものを全般的に見て、いったらどうかと考えております。

○大原委員 本年度の予算は幾らですか。

○高田(正)政府委員 五千四百万円です。三十四年度は三千九百万円で、約千五百万円の増額でございます。

○大原委員 これは百六十万の生活保護費が立ち上がる際には、たとえは勤めに出るにしましても、一月月分の就職の生活費が要るわけです。今までは事前にもらってやっておったわけだけども、今度は就職しようといったしますと、仕事場を求めたら一月月分の生活費が要るわけです。それから衣類もやはり整えなければいけません。それに子供の生活費もありますから、そういうことをするするとやっておると、また生活費に追い詰められておるから、そういう道も探しがし得ない。そのうちに生活保護だけにたよって、こういう結果になる。若干ふえたというところはいいのですが、五千四百万円くらいでは焼け石に水だと思えます。これは一体何人に適用できますか。これはきわめてわずかなものです。これは一見むだのように見えて

も、こういうところに金をやっておくというところが、やはり立ち上がる力を強めて、実際に生活保護の悪循環を断ち切る、こういうことになると思いますが、この増加については、次官御努力いただきたいと思いますが、どうですか。

○内藤(隆)政府委員 ごもつともでありまして、一生懸命に一つ御期待に沿いたいと思ひます。

○八木(一男)委員 生業資金の貸付条件と世帯更生資金の貸付の条件はどのように違うのか、一つお答え願ひたい。

○高田(正)政府委員 生活保護法の生業扶助というのは、ほとんど給与でございます。貸付の制度ではございません。片一方の方は、御存じのように貸付、こういうことであります。

○八木(一男)委員 多分そうだろうと思つて伺つたのでありますが、世帯更生資金があるからということの一つのこれが少ない理由の弁解の材料に使われたけれども、世帯更生資金の方は保証人が要る、担保が要るということですから、それで生活保護を受けて、おられる方は、担保になるような資産を、補足性の原則で、それを処分しなければならぬという原則です。そうすると大体財産を持っていない。それから、生活保護を受けておられる方に保証をして下さる方はごくわずかです。そうすると世帯更生資金というものは、残念ながら実際に借りられないということになる。保護家庭が立ち上がられることは非常にいいことで、生活保護法の第一条に、自立を助長するということがちゃんと規定されているわけですから、そういうことであれば、ほかに貸

付制度があるということは一切抜きにして考えられて、それで生業資金のワケをふやすとか、そういうことをもつと急速にやられなければ、この点からの問題の解決も進まないのじゃないか。そういうことにつきまして、一つこれを進めていただきたいと思ひますが、積極的な御返事を承りたいと思ひます。

○高田(正)委員 先ほど申し上げましたように、一応この基準は動かさないという建前にいたしておりますが、将来の問題として十分検討してみたいと思ひます。

○大原委員 今の生業扶助につきましては、将来運営その他において必要がたふさん出てくるという実態が出た場合においては、やっぱり義務的な支出として追加できるのですか。私が努力してもらいたいと言ふのはそういうことを言つたわけなんです。社会局長、私が言ったのはこういうことです。予算のワケは一応あるけれども、どんな努力をされてそういう実態が出てきたら、そういう方面への運用を大蔵省も了解するような仕組みになっておると思ふけれども、いかがですか。そういうことについて厚生省はおやりになっておりますか、こういうことです。

○高田(正)政府委員 法律上、予算の扱いといたしましては、生業扶助に要する経費もその他の扶助に要する経費も同じでございます。従つて二、三の扱ひはございせん。ただこれは先ほど申し上げましたように、あくまでもただ金を給与するわけでございますので、給与をする場合に画一的にみんなに生業扶助を見てやる――それはもらわぬよりはもらつた方がいいわけであ

りますが、さような画一的な扱ひはいたさないつもりでございます。個々のケースをよく見まして、これはそのことによつてのみ立ち上がり得る非常に妥当なケースであるという場合には生業扶助を支給して参りたい、かような扱ひをいたすつもりでございます。

○大原委員 医療扶助、出産扶助、これはいゝゆる一般扶助とは分けて、一般扶助をもちつておるうが、おるまいが、そういうボーダーラインの層の人に、ついて、必要があれば出すのですか。

○高田(正)政府委員 医療扶助、出産扶助は別に他の扶助と区別はございせん。たとえば生活扶助を受ける人はこのくらいの人で、医療扶助を受ける人は少し高い人、こういうふうな区別はございせん。水準というものは同じでございます。ただ生活はしていけるけれども入院費の方は月々は一萬五千円は出せない、そのうちの三千円は出せるけれども一萬二千円は足りないという場合には、一萬二千円を出すわけでございます。従つて、その医療扶助の単給の方におきまして、それから生活扶助を受けておる方におきましても、その生活水準は同じである、医療費だけが別になっておる、こういうことでございせん。

を拡大をして、カバンに対してもその他に対してもやるべきだと思うのです。が、いかがですか。

○高田(正)政府委員 教育扶助は、若干大原先生誤解をしておいでになるようでございますが、これは月々小学校の何年、中学校の何年というふうな、学年によつて金額に区別があるわけでございます。今御指摘になりましたような学用品とか通学用品といったものは、学年に応じて固定した金額でございまして、それ以外、そのほか教科書代とか学校給食費とか通学のための交通費の実費、こういうふうなものは別にこぶをつける、こういうことでございせん。というのは、御承知のように教科書がきつときまっておるわけじゃありませんので、学校によつていろいろ違ふこともあるやに聞いておりますので、さような場合に、応ずるために実費をこぶをつける、こういうやり方になっておるわけでありす。

○大原委員 そのこぶをつけるというのは、そういう教材については三〇%くらいまで補助する、こういうのですか。教育扶助は、たとえば習字用具とかそろばんとかランドセルとか帽子とかいうふうな、学校に行くということになれば、今までの生活保護の中の計算にはないけれども、これは必要不可欠だといふものがあるわけですよ。親としては、子供を学校にやる際にはそれだけは絶対にやらなければいけません。そういうものがあるわけですよ。そういう最低のものについては、教科書以外についても実費を給付するようになっておりますか。

○高田(正)政府委員 実費を支給する

のは、今私が申し上げました教科書代、学校給食費、通学のための交通費でありまして、その他の学用品とか通学用品、今先生が御指摘になりましたようなものは、それを見込んで各学年に於いて月幾らという金額がきめてあるわけでございます。その金額が低過ぎてランドセルは買えないじゃないか、ランドセルにするかふろしきにするかというような、その金額については、ちょうど今きめてある生活扶助の基準が高過ぎる、低過ぎるという議論と同じような議論が起り得るかと思えますけれども、さようなものを想定をいたしまして金額を学年別にきめ、別に金額をきめることが不適当である教科書代、学校給食費、通学のための交通費の実費というようなものは、そのケース、ケースに応じておぼろげにつける、こういう扱いをいたしておるわけであります。

○大原委員 たとえば四級地であつたら、月にそういう費用を一人八十円見ると、そのくらいですか。

○高田(正)政府委員 四級地——最低の級地で小学校の一年生、この表の最低が八十円でございます。

○大原委員 だがその実情が、非常に低くて、生活費に入っているお金のじゃないか。だから、項目をきめて実費を出すようにすべきじゃないかと思うのですよ。ぜひ要するものについては、要るのだから。だから、単にこぶをつける、あやをつけるということではなしに、出すようにする。その渡し方なんですけれども、そういう世帯の親に渡すのじゃないに、どういう方法か知らぬが、たとえば民生委員その他ケース・ワーカーというような人が品物を

渡す、こういうことになるのですか、学校から渡すとか……。私は、実際に必要なものについては実費を計上して、ちゃんと親なら親から渡すようにすべきだと思つて。子供なんですから、やはり教育なんですから、もう少し人間的に、全部を他人の御恩になつてゐるんだということに子供をしないで、ちゃんとそういう制度があるんですから、やはり親なら親が渡すようにすべきじゃないですか。そうならないでいいでしょう。

○高田(正)政府委員 大部分は家庭に福祉事務所から渡しまして、家庭で買すべきものは買ひ、学校に持つていくべきものは持つていくというやり方をいたしておるはずでございます。ただ地方によりましては、たとえば給食費のごときものは福祉事務所から学校に渡し、学校に持つていくという扱いをしておることもあるやに聞いております。

○大原委員 今の点はやはり品物によつて違いますけれども、しかし原則としては親からやる方がいい。僕なんか学校からもよく話を聞きますけれども、特別扱いみたいなになつていけません。扱いについては、そういう点には人間的に十分考へてもらいたい。この点は一ツ次官も局長もなうなうておられますから、取り扱い方を氣をつけていただきたい。進学とか修学旅行とか運動会の場合、そういう臨時支出の場合には考慮されておるわけですね。

○高田(正)政府委員 新しく学校に入るような場合には、学童服等を一時扶助で考へておるはずでございます。修学旅行や運動会の場合という仰せでございますが、これはただいまのところ

生活保護法では考へておりません。修学旅行につきましては、文部省の方でたしか何らかの措置が講ぜられておるはずでございます。

○大原委員 運動会等の場合だつてこれは参加しないというわけにはいかなのです。だからこの点につきましては、どういう法の運用になりますか、私ももう少し研究いたしまして、また実情を聞きまして、一ツ次の機会に質問なり要求をいたしたいと思ひます。それで、これらの費用を支給する際に、やはり支給の仕方なんです。これが私は非常に微妙な、大切な問題だと思ふのですが、この点については支給の内容が、たとえば母子加算なら母子加算は入つておる、この点の一時扶助は入つておるとか、医療費についてはどれだけ入つておるとか、そういう問題について中身がはつきりしない、今の最低の生活保障をする義務支出という法律全体の組み立てがぐずれてくるわけですね。権利々々といつて権利をやたらに主張すること

を私は言ひわけじゃないですが、これは生存権として保障しているのですから、渡し方についても十ば一からげにして、ケース・ワーカーや民生委員に非常に御恩になつてゐるような形ではなしと投げ与えられるようなことではいけません。やはりこれとこれをどういふふうに査定をして、国の方ではどういふ規定に従つて出しております、もう方もきちつとわかる、こういうやり方をするのが実情に沿う。予算がなからふとは五人家族で一組にしな、こういう投げやりなことではなしに、実情に沿うような、あたたかい生活保護の運営ができるのじゃないかと

思う。そういう問題については、法律の組み立てがそうなつてゐるのですから、私は今日までちよいちよい聞きまされども、そういう金の出し方が、査定をいたした結果出す仕方というものが民主的でない、あるいは法の趣旨に沿つていない。そういうことがあると、この法がせつかくあつても生きていかないような結果になると思ひますけれども、この点の実情と御見解を伺いたい。これは理屈がよく通つてゐる話ですから、次官の方から聞きましよう。

○高田(正)政府委員 決定の通知の場合には、その通知書の内容に、たとえれば生活扶助が幾らとか、住宅扶助が幾らとか、医療扶助がある場合には自己負担分が幾らで扶助分が幾ら、かような内容を示して決定書を通知いたしております。そしてもしこれについて御不服のある場合には不服の申し立ての手続がとれますよといふことを付記して、さような扱いになつております。それからさらに詳しいことをお聞きになりたいといふことであれば、被扶助者からケース・ワーカーにお聞きいただければ御説明はいたすはずでございます。大体それによりまして今大原委員御指摘のような運用をいたしておるつもりでございます。

○大原委員 その不服申し立ての際に、たとえば査定をしまして減額いたします。収入認定をいたします。それに対して不服がある、こういう際に査定をしましておいて、そして不服を言え、こういうことではないでしようね。不服の申し立てを許すという以上は、その手続期間はあるでしようが、そういうことが生活の実態に即す

という点から言えば不服だという申し立てをやる機会を設ける、不服の申し立てができますよといふことを示す。そしてそのやつてゐる間は一定の期間を設けて査定はしない、こういうふうにするのが私は妥当だと思ひますがいかがですか。

○高田(正)政府委員 不服申し立ては、これはほかの制度でも同じでございますが、行政庁の処分があつてから不服申し立てということが始まるわけでございます。その処分の決定前に不服申し立てをするといふことは、不服申し立ての性格上あり得ないわけでありまして、大原先生が御要望になつておりますのは、その扶助を決定する、すなわち行政行為を行なう前に本人の家庭の事情なり何なりをよく聞いて、十分実情に即したような決定をする必要があるのではないかとすることも含めて御質問になつてゐると思ひます。それはそのようにケース・ワーカーがやつておるわけでございます。事情を率直にお話しただきまさんと、いろいろ隠したでなんかをいたしますと、かえつて不利になるような場合がありまして、十分事前に事情をよく伺つて決定いたします。

それからもう一つ、不服申し立ての期間は決定をしないで保留しておいた方がいいじゃないかという御意見もあるやうでございますが、それは扶助を受けられる方々にとつて不利なことになると思ひます。やはり窮迫な場合があるわけでございますので、一応の扶助金は支出して、あとでいろいろ不服の筋があれば申し立てをするというところの方がむしろ親切な扱いではないか、かように考へるわけでございます。

○大原委員 それは有利な場合と不利な場合があると思うのです。増額する場合には有利なんです、減額される場合には不利になる、こういうふうなことじゃないですか。その点はもう少し研究しまして、私が申し上げているのは、不服申し立てをするというよりはやはり理由があるのですから、その際には執行を停止する、こういう考え方でやる方が、保護を受けるのは本人なんでしょうから、私は本人のためにもよいのではないかと、あるいは実態に即するのではないかと、こう思うのです。

もう一つは、社会福祉事務所というのは、第一線のケース・ワーカーは大体全国で何人くらいあって、そうしてその増減の状況を聞かせてもらいたい。というのは、今度は民生委員の人に六百五十万円でバッジを出すのですね。ロッキードの五億円に比べれば安いものですが、それとか、あるいは心配ごと相談所というのが、非常に趣旨はいいんだけど、できるわけですね。予算も待遇も非常に悪くて心配がふえるのじゃないかと思うが、できま

す。ねらいはよいけれども、しかし、運営の仕方によりましては非常に大きな問題もあるわけです。今私が御質問したいのは、社会福祉主事に對しましていろいろの意見が出ておる。私どもが地方に行きましても、そういう第一線のケース・ワーカーにつきましては、民生委員等を含んでいろいろの意見がある。この問題は地方によりましては非常に誤ったやり方をやったり、明らかに党派的なやり方をやったりしておるところもある。これは事実をあげましてまたの機会に御質問いたしたいと思いますが、たとえば

教養とか、訓練、知識が足りないとか、こういう受ける方の側の批判がある。これは生活保護を受けておても、元はちゃんと中小企業の経営をしたり、あるいはいろいろな教養もあつたりする人なんです。それから、幾ら貧乏して人の世話になつていても、ちゃんと見るところは見ています。逆に、待遇が悪くて人員が足りないから、過重労働で手が回らない、こういう社会主事側の意見もあると思うのです。裏返して言えばそういう意見になると思う。ですから第一線のケース・ワーカーについては大きな責任を負わせているのですから、それだけの待遇をして人員を出すべきだと思ふのです。大蔵省に對してもどんな要求すべきだ。そういうことが正しい意味においてこの生活保護法に魂を入れることになると思うのです。人数が足りなくて不親切とか、あるいはえこひいきをやつて自分のことに利用するとか、ものを持っていかねければ出さないと、そういう意見をたくさん聞くのですけれども、そういう第一線のケース・ワーカーについてのお考えはいかがか、これを一つ御質問いたします。

○高田(正)政府委員 ケース・ワーカーの数は、概数全国で一百万内外であつたと記憶いたしております。その増減はそう大して激しいものはないと減せん。それから今御指摘になりましたケース・ワーカーをめぐるいろいろな問題、たとえば教養、訓練が非常に大問題ではないかと、あるいは過重労働になりはしないか、あるいは待遇の改善を考へてやる必要があるのではないかと、いろいろの問題点を御指摘になりましたのですが、これらに

つきましては私も大原委員と全く同様な考へ方をいたしております。これらの点が、率直に申し上げて十分な状態になつておると思つておりません。従つてこれらの点の改善につきましては今日も努力しておりますし、なお今後とも努力を重ねて参りたい、かように考へておるわけでありま。

それから待遇改善その他について大蔵省に談判をしてという仰せでございましたが、実はケース・ワーカーは地方の職員になつておるのでございまして、郡部の福祉事務所におきましては県の職員、それから福祉事務所を設置してあります市におきましては市の職員ということになる。従つてその定数等も一定の基準を法律で示して、大蔵省の定数がきまつておるわけでありま。ところが定数に對する充足率がたしか全国平均八六、七〇程度しか参つておりません。私もといたしましては定数を充足していただくように常々地方庁に對して必要な働きかけをやつておるわけでございます。なかなか地方にもいろいろな事情がございまして、思うように参つておらない。この点は非常に残念に思ひますので、今後とも十分努力を重ねたいと思ひます。さらにまた定数が一応基準できめてありますけれども、その定数も満たしておらないという実情でございまして、それ、定数そのものにございまして、その後いろいろ事務がふえて参りましたので、非常に再検討しなければならぬ点がある。それらの点について非常に労働過重になつておるわけでありま。この点は非常に私も実情を心配いたしまして、地方の方々からいろいろの御意見がございまして、何とか

将来この問題については十分腰を入れ、て解決をいたさなければならぬ問題であらうかと考へておるわけでありま。

さらに待遇の問題であります。そういうふうな非常に過重な労働をしておきながら、待遇の点についてはあまり報われておらないということ、これにつきましても実は三十五年度から特殊勤務手当みたいなものを出していただくように、これは自治庁の所管でございしますが、こちらの方と交渉いたしまして、私どもの気持ちとしては若干下回つておりますが、一部財源措置等につきましても参つていただいたというところで、逐次やつて参つておるわけでありま。これらの点については私ども真剣によく考へるよう努力して参らなければならぬと考へております。ただ御指摘の、ものをもらわなければどうのこうのと、あるいは党派の云々というふうなことは、これはもしありましたならば絶対にいけないことと考へます。具体的な事例があつたとすれば、これは私も十分それに対処する措置を講じなければならぬ、かように考へております。

○大原委員 ちょっと今のところでお尋ねしたいのは、八〇何%しか充足してないということですが、その理由を聞きたいこと、非常に足を棒にして歩いておるが、超勤手当なんか出ておるのかどうかという実情を聞きたい。それから今のお話で、要保護者が社会党を支持しておるからやらないというふうなことがあつてはいかない、これは人権無視だし、法の平等からいってこういうことはあり得ないからこれはいけないということですが、これは

どっちがどうなつても同じことです。これを選挙運動に利用したり、そういう者は不適格だから断固矯正すべきです。これはお話を通り当然のことです。最初私が申し上げた二つの点を御質問いたします。具体的に、八十何パーセントしか充足してない理由は何か。超勤手当を出しているのですか。どのくらい出しているのですか。超勤手当なんか予算はどのくらいあるのですか。

○高田(正)政府委員 超勤手当は出してあります。ただ、どのくらいの金額を出してあるかという御質問に對しましては、最初申し上げましたように、これは地方費でございまして、地方によりまして違つてございまして、それから充足率が十分いってないじゃないか、その具体的な原因は何か、こういう御質問でございまして、これはいろいろな事情があらうかと思ひます。都道府県あるいは市当局はいろいろ財政上の事情もございまして、あるいはその他いろいろな事情があると思ひますから、一口に、こういうことで置いてなんだというふうな簡単に割り切れる問題ではないと思ひます。従つて、私もこれが解決につきましては、府県当局あるいは市当局に、生活保護法の事務監査等の結果、充足率を見ましてやましく充足をしていただくようにお願いをし、またその措置の報告等も受けておるわけでございます。しかしなかなか思うように簡単には参らないというところは、事情がそう簡単でないということであるかと思ひます。

それから心配ごと相談所というのは、簡単に申し上げますと、市町村の

社会福祉協議会を経営主体にいたしまし

して、そこで相談にあずかる方々は主として民生委員のうちの熱心な方にお

当たりを願う、こういう建前でございます。もちろん民生委員以外の方で相談にあずかっていたとしても何ら差し

つかえはないわけでございます。それから事務柄の内容は、別に制限は全然ござ

いませ。そういう問題でも、生活保護法にからまるような問題でござ

いまして、あるいはその他の経済を離れたいろいろな問題でございまして

も、何でもそこで事情をお聞きをして、それぞれ関係方面にも連絡をし、物事

を解決して参ろうというねらいのものと

他の相談所とは若干異なるところでござ

います。○大原委員 第一線の福祉事務所に心配ごと相談所というふうな看板がかか

るわけですね。どういふ施設と人的構成あるいはその人の待遇というか、それ

に対する経済的な裏づけでやるのか、こういう点を一つお伺いします。

○高田(正)政府委員 場所は福祉事務所に看板をかけるつもりではござい

ません。現にすでに各地で若干これに似たようなことをやっておられるわけで

ございますが、神奈川のある市におきましては、たしか医師会館か何かの一室

を借りておられる。場所はそういうと

の建前に従って厚生省、大蔵省、その

他一体となってやれば、改善できる面がた

くたくさんあるというところが、私、質疑応答の中でもわかりました。従

って、それぞれの予算年度になれば、中身について御検討にならぬと思

います。○八木(一男)委員 生活保護につきま

しては、渡邊さんが見えなくなったとき、初めからまたお伺いするつもりで

おりましたけれども、ちょっと関連してきょうお伺いしてみたいと思

います。今大原委員と政務次官なり社会局長

なりと質疑応答があったわけござ

います。○八木(一男)委員 生活保護の基準を大幅に急速に引き上げることにつ

いて、原則的に政務次官のお考えを伺っておきたいと思

います。○内藤(隆)政府委員 御質問の御趣旨から考えまして、今これを大幅に急速

に引き上げるといふようなことは、いろいろ関連する点もござ

いまして、さういふことは困難だと考えます。○八木(一男)委員 大へん政治的な御

答弁ですけれども、とにかく大幅に引き上げることが必要であるという御返

事がいただけるかどうか。必要であると思

う、でいいです。○内藤(隆)政府委員 大幅というとい

ろいろ問題がございしますが、なおさら検討を加えていきたいと思

います。○八木(一男)委員 大へん失礼な、な

まいきな言い分でございますが、政府次官はあまりよく御存じないと思

うです。一つよく御研究になって、渡邊大臣のよい推進役としてこの問題を推

進していただきたいと思

います。生活保護法を端的にいいますと、今度ちょっと基準を引き上げて、その

内容がどうのこうのという御説明が高田局長からあるかもしれ

ませんが、

田局長からあるかもしれ

ませんが、田局長からある

かもしれませんが、田局長

からあるかもしれ

ませんが、田局長からある

かもしれませんが、田局長

からある

に非常な熱意を持っておられる社会局長の真意ではないと思う。そういうことではなしに、そういう方々が納得のいくように、むしろ積極的に明細書を出してあげられるような行政指導をしていただきたいと思います。それについて社会局長の御答弁をお願いいたします。

○高田(正)政府委員 別に出すという命令をしたわけではございませんが、見解を聞いて参りましたから、不適当である、こういうことをはっきり言いました。しかもそれは私の真意でございます。先ほど申し上げましたように、決定書には生活扶助が幾ら、教育扶助が幾ら、何々扶助が幾らという程度の内容は書いてございます。それからもし御不服があれば、不服申し立ての手続もあるということも書いてございます。それから御本人がいろいろ御不審の点がありますれば、ケース・ワーカーにお尋ねをいただければ、ケース・ワーカーは幾らでも御説明をするということはいくらでもござります。ただこまかい明細書を扶助をするために全部によこせというところにつきましては、これは私はなかなか事務的にも、先ほど申し上げましたように、全国的に見てケース・ワーカーというのは非常に過重労働に悩んでおる。かような事務的な事情からも、あるいは個人の秘密にわたることでもありまして、やかましいことを申しますと、かようなものを書いてそれを第三者が見たりなんかするということになりまして、これまたいろいろ別の問題が起きて参りますので、今日やっておりますようなことで私は今後もやっております。かように考えて

おるわけでございます。

○八木(男)委員 高田さんが、出先の福祉事務所から意見を問合せてきたから、そのときにはそういう考え方でやられて、これが正しいというつもりでや出したというふうに思ふのですけれども、別のわれわれの話も聞いていただき、それを検討していただいて、もしそれにいいところがあれば、一回御返事になったことといえども、これは正しい意味で変更していただいてもいいのではないかと。そういう意味でお聞き願いたいんですが、いろいろの内訳を書いたものを渡してあるというお話でございます。私もつまびらかにしておりませんから、どういう形式か存じません。存じませんが、もしそれが出てくるのに、明細書がほしいということ、納得のいくような内容が出ていない計算書しか出ていないのだからと思う。やはりこれについては国法で定めたものを適用されているわけでありまして、本人としてはいくらでもわかっている人はいくらでもありません、わからないでいい人でもなかった方がいいたいです。それからまた頭をひねってわかるよりは、ちょっと見てすぐわかる方が親切だと思ふ。事務量の問題は別にございませう。ございませうけれども、事務量を一応抜きにして考えますと、これは明細書があると派生的なことが起こると言われまますけれども、あつた方が本筋だと思ふ。派生的なことを起こさないために、それを渡すときに注意すれば起らないと思ふ。また福祉事務所の諸君もそれを渡すことによつて何回も説明しなくともいいということになれば、それだけ事務量が減るということ

になる。事務量というものは書類の印刷だけではなしに、ケース・ワーカーがしゃべることも事務量に入る。その方がずつと時間がかかる。そういう方々が何らわからないので、人によっては憤慨される方があつた。それは事めんどです。その方が事務量がふえる。ですからそういう意味で、こういう明細書があつてもいいのじゃないか。ただしこれは全国的にあつた方がいいから、私としてはそういうものを出すべしという積極的な指導をなさつてしかるべきだと思ひます。けれども、やはりこの問題に當つておられる高田さんに対して、私は実際の衝に當つていないで、そういうきめつけは遠慮をしようと思ひます。しかし具体的にそういうことをやっておられる福祉事務所に対して本省から、法律でも何でもないので、うまくいっているところに、それはやめてはならない、やらない方がいいというような指令は、少なくともこれはやめていただい

て、実情に即した明細書を出してあるところは出させるようになさつたらいいと思ひます。それについて高田さんのお答えを一つお願いいたします。

○高田(正)政府委員 一べん言つたことをよく考え直してみて再検討するということについては、私は決してやぶさかではないつもりでございます。よくないとなれば、また私の考えが間違つておることであらう、これはいつでも改めます。ただこの問題は、先ほど申し上げましたように、ある程度の内容は書いてあり、それから本人には幾らでも御説明いたしたまふということをや申しておるのだから、さういふような、ちやうど俸給を支給するとき

の明細書のように――これはまだ簡単でございます。ところが生活保護法の

方はいろいろな加算がありまして、いろいろの控除がありまして、いろいろめんどでございませう。さういふ問題、事務的にもなかなか大へんでございませう、それからさういふふうな、どういふ場合に加算がつき、どういふ場合に控除がつくというふうなことは、何も秘密にしているわけじゃないので、公にしてあるわけでございます。これは関係者は十分知つておられ、また知られる方途は幾らもあるわけでございます。さういふふうなことでございませう。私、若干出しておるところがあるかというお話でございますが、あるいはさういふところがあるかどうか承知いたしておりました。ただ、それを出すに至つた経緯を聞いてみますと、これは簡単に進んで出しているのかどうか、その辺も若干疑問だと思つておりますが、私はこの問題は今日のところ、この開示しましたわが局の見解を変更するつもりは実はないのでございませう。せつかくの八木委員の御説でもございませう、もう一度十分考えてみたいと思ひますけれども、私はさういふことは、これは今のままでけつこう生活保護法の趣旨に沿つておる、別に俸給をもらう、賃金とは性格が違いますから、十分生活保護法の趣旨に沿つておる。しかもそれが非常な冷酷無情な扱いであるわけではない。そこまで要求されるのは少し要求される方がむしろ行き過ぎであるまいか、さういふふうな見解を私は持つておるわけでございます。一つ今後よく検討いたしたいと思ひますが、ただいまのところさういふ考

え方でございます。

○八木(男)委員 実際に今度生活保護の方で老齢加算ができた母子加算があり、障害加算がある。さういふことが末端の事務の上で一つも忘れられないとは断言できないので、何件もの件数の中には誤りもあることである。それでさういふ誤りももし起こつたとすれば、それを起こした人に聞いたところで、さういふことはなかなか気がついて教えてくれないし、また人によつてはあやまちを、自分の面子があるから、そんなことはないのだといつて突つ放す場合もあり得る。不服、異議の申し立てについては一カ月以内にしなければならぬということですから、やはり早く事情を知らない、当然の権利のある人が受給されない場合も絶無ではない。またほんとはもらえらうと思つたけれども、法規の解釈上では今もらえないというふうなことになるけれども、納得がいつてももらえない場合だつたらいいと思ふのですが、納得がいかにないで何もくれないのだということであつたら、ただでさえ苦しい生活をしている人がそれだけの非常な不満な感情を抱くような原因を作ることには行政上はよくないと思ふ。ですから一つ今の、少なくとも最低に、その各福祉事務所で行つておることは法律違反でもないし政令違反でもないのですから、さういふ精神からいって、やつて悪いことではないのですから、ただ事務量がふえるということはあるかもしれませうけれども、別な意味で、さういふことがスムーズにいけば事務量が減ると思ひますので、各自自主性でやることについてもう一回お考えをいただきたいと思います。私も実情について

う少し詳しく調べてみたいと思ひます。高田さんも調べていただいて、またこの問題については後に直接に委員会以外でお話をするなり、また委員会御質問するなりしたいと思ひますので、一つ再検討していただきたい。

その次に、概括的にでも、いづれも申し上げますけれども、先ほど大原委員の御質問で、教科書については別、学用品については教育扶助が出るというお話がありましたけれども、副教材費などは今全然出ておりません。玉で計算する計算機などは一つも出ていない。文部省で考えるべきであるかもしれないけれども、結局そういう問題を文部省と厚生省で押し合ひしては困ると思う。生活の最低は生活保護法で保障するという事になつてい

し、その項目で教育扶助という非常に困つた方々の子弟の教育のための部門があるわけですから、すべてはかの行政が非常に不十分であるときの補完は社会局で必ず埋めてみせるという覚悟でやらなければならぬ問題だと思ひます。ですからそういう問題について文部省でこれからやられるなら、そのときにまた変えてもいいのですから、即刻に少なくとも義務教育に関する限り、ほかの子供たちと同じように受けられるような内容のものにこの教育扶助を充実していただきたい。たとえば大原委員の言われた、つかみ金でやるために実際の現物と合わない、だから現物を使えないというところが起らないように、修学旅行にみな義務教育で連れていくときにその子だけは行けないというようなことがないよう

な、文部省の方で手当をしてもそれが十分でないために行けないことがあり

ますので、そういう特に最低の生活であつて、その子供たちが義務教育がほかに子供たちと同じように受けられないという事はあまりにも気の毒でありますし、そういう点について、ほんとうの教育に関する事も、ほかの制度にない部分は全部教育扶助で実際にかかる金額を埋めるといふような行政をやつていただきたいと思ひます。そういう御努力を必ず急速にやつていただけるかどうか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○高田(正)政府委員 先ほど申しましたように、教科書代とかそれから学校給食費とか学校に通う交通費といううなものには人によって違ふので、私の方はそのものずばりで実費を払ひますということでは実はやつておるわけであります。問題になりますのは、その他の一般的に基準をきめて、いわゆる通学用品とか普通の学用品、鉛筆とか紙とかそういうふうなもの、たとえば今の計算器というふうな、そういう種類のものもその中に入ると思ひますが、その基準が高いか安いか、今の金額で十分に入るかどうかという議論がこれにあると思ひます。従つてこれらのことについての再検討は将来の問題として、私はやることについてはやつてみたいと思ひます。それから文部省と厚生省の関係でございますが、私どもはなすり合ひをするつもりはございせん。簡単に申せば、それが義務教育の中身だといふうちに文部省が割り切つてくれれば、私どもはそれに対応した費用は当然計上していきたいと思ひます。ところが小学校、中学校に通つているときにそういうことは起るけれども、それが教育の中身である

のかどうか、その辺についていろいろ疑義のある問題があるわけであります。そういうふうな点が不明快でございまして、實際問題としてはかかるから、いろいろ運動会の費用をどうするのだとか、修学旅行をどうするのだといふような議論が出てくるわけであります。しかし先ほど申し上げましたように、それが義務教育の中身であるといふふうにいひゆる学校教育の方から割り切つていただくならば、それに要する費用は当然教育費用の中に見えていかなければならぬ、こういうふうには考へております。いづれにしろ御指摘のお気持は、教育扶助の金額できめてある学年別の経費ではなかなかまかなえないのじゃないかという、ちやうど生活扶助の基準が低過ぎるじゃないかということと同じ意味における御質問のお気持であると拝察いたしますので、その点につきましては将来の問題として十分検討して参りたい、かように考へております。

○八木(一男)委員 生活保護法の基準自体が憲法に違反しておると私も思ひますけれども、それを抜きにして、まだ教育の面はもうちょっと考へていただかないとほんとうはけしからぬです。生活扶助で食べている者は、体力を消耗してかろうじて生きてゐるわけですから、生活保護法の第一條は、最低の生活を保障するために自立を助長するとかなんとかいふことが書いてある。体力を消耗してひよろひよろになつて自立なんかできるものではない。だから生活保護法自体がとんでもない憲法違反だ。しかしきょうは関連質問で、この間から質問を続け

て、まだ生活保護法に至つていないの

で、生活保護法自体の問題で御質問することは他日に譲りますけれども、おとながほんとうに栄養にならないものをうちで食べていても、これは別なところで食べるわけですから、それはいかぬのですけれども、ほんとうに無垢な子供が行つていて、ほかの子は特にぜいたくな子供でなくて普通の子供でも、こつちの子供はほんとうにぼろぼろの服を着ている、冬でも上着をぬげばラニンクのシャツしか着ていないといふことは、ほんとうに政治としては恥かしいことだと思ふ。そういうことが現実に行なわれているわけです。そういう子供がほんとうにほかの子供と白紙で一緒に教育を受けられなければならぬ。ところがそういう生活保護法の欠陥のために、修学旅行に行くときも、純心な子供が心が痛むような体制になつていゝるわけです。ほかのことも根本的にいけなければ、少なくとも外で無垢な子供が情ない思ひをしな

いように、ひがんで、すなおな精神が伸びないような条件にならないように考へていただかなければなりません。教育扶助の内容など、こんなものは、主計官の方もおられますけれども、ほんとうに踏み切つたら大した金額ではありません。今すぐ踏み切るといふ決意を厚生大臣と大蔵大臣がされれば、こんなものは予備費で簡単にまかなつていけるくらいのものであります。それが、検討を要しなければいけない、来年度でなければいけないといふことではほんとうの政治ではないと思ふ。そういう点で渡邊さんにお伺ひする気でおりましたけれども、局長さんもぜひ推進していただきたい。政務次官は、とにかくそのくらいのことには政務次官

の政治的の運命をかけても短期間に、少なくとも二、三月のうちに片づけてみせるくらいの御決意を、渡邊さんにかわつてきょうは一つ表明を願ひたいと思ひます。それができなかったら辞表をたたきつけても政治的信念を通すくらいの御決意の表明を願ひたいと思ひます。

○内藤(隆)政府委員 要するに、せつかく子供が修学旅行なんかに行つた場合に、かえつてひがんだようになるといふことは大きな問題だと思ひます。しかしあなたの今おっしゃつたような問題について政務次官である私が政治上の決意をこゝで表明したところが、これは将来の問題として十分に検討させていただきます、私はかように思つております。

○八木(一男)委員 先ほどの社会局長の御答弁にありますが、この基準くらいは厚生省自体でできるのです。ですからあなたがやる気だつたらできる。できないというのはやる気がないからで、これは一つ政務次官と局長さん、短時間にやるとおっしゃつていただきたい。

○高田(正)政府委員 生活保護法の基準の問題は、実は厚生省自体が勝手にやるわけにはいかない。費用が先ほど申し上げましたように義務費になつておりますればおられますだけに、やはり十分関係方面と相談をしてやらなければいけない。従つてこの席で直ちに引き上げるというようなことを言へといふせになりまして、なかなかさうなわけには参りませんので、これは政務次官が御答弁になりましたように、将来の問題として十分私どもも検討

させていただきます。

をして参りたい、そうして引き上げの方向に努力いたす、かように申し上げるよりほかにございませんので、御了承をいただきますと思います。

○八木(一男)委員　いろいろ申されましてけれども、これは法律事項ではないのです。行政事項なんです。ですからほんとうにやる気だったらできるのです。ですけれども、ここでは渡邊厚生大臣がおられませんから、これ以上の御答弁は無理かと思えますけれども、ほんとうはこの生活保護に関する限り、局長が捨て身になってやればできるし、政務次官が大臣のかわりとして捨て身になってやればできることなんです。ですからお二人に、この国会の末期ぐらいには、あなたの言う通りやることにしましたと言うことができるといふように、この国会中にそういう御答弁ができるようにやっていただきたいと思えます。その相談相手である大蔵省の岩尾さんも一つそういうことに御協力願いたいと思えます。一つ岩尾さんの御答弁をお願いしたいと思います。

○岩尾説明員　主計局といたしましては、厚生省の方から要求がございましてと検討することはできません。要求がございましたら十分検討いたします。

○八木(一男)委員　じゃ渡邊厚生大臣もおられませんし、時間も進みましたので、生活保護法の根本的な問題は日を改めてまた伺いますけれども、一つ今申し上げた問題について熱心な御推進を強力に要望をいたしまして質問を終わります。

○永山委員長　本日はこれにて散会いたします。

午後五時七分散会

昭和三十五年三月八日印刷

昭和三十五年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局